

## 【委員会記録】

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時03分)

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】なし

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

県土整備部といたしましては、報告事項はございませんので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

笠井委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡委員

本来は余りこういうことはお話ししたくないのですが、6月27日に新聞で報道されておりましたが、今回東部県土整備局鳴門庁舎で発注した業務の落札決定の取り消しについて少し質問させていただきたいと思っております。

今回の事件の内容を私も見せていただいたのですが、公共工事入札における信頼を損なうどころではなくて、本当に失ってしまうような非常に大きな問題であると思っております。そこで今回の落札決定取り消しに至った経緯と原因を御説明いただけたらと思います。

戸根建設管理課長

鳴門庁舎が発注いたしました業務委託に対し、落札決定の取り消しを行った件について御質問いただいております。今回落札決定の取り消しを行いました入札につきましては、東部県土整備局鳴門庁舎の入札におきまして、平成24年5月25日付で指名通知を行い、6月22日に落札決定いたしました7件の業務委託の入札でございまして、県道の街路樹の剪定や害虫駆除及び除草を行う維持管理業務でございます。

この入札におきまして失格者が多数出たため、落札決定を行った6月12日から13日にかけて鳴門庁舎で内部調査を行ったところ、設計金額の積算に不備があったことが判明したものでございます。設計金額は、通常労務費や材料費などの直接的な経費である直接工事費、それから安全対策や福利厚生などの間接的な経費である諸経費の合計で積算されているわけでございますが、この諸経費の算定におきまして、本来個別の業務ごとの諸経費率を使用しなければならないところ、今回落札決定取り消しを行った7件の入札につきましては、これらを合算した諸経費率を使用しており、また閲覧図書にこの条件を明示していなかったた

め、公正な入札が行われなかったと判断し、落札決定を取り消すとともに入札手続全体の取りやめを行ったところでございます。

#### 岡委員

県土整備部の皆さんの方々だとよくおわかりのことだと思いますけど、今徳島県は本当に長引く不況によって、非常に厳しい経済状態になっています。公共工事はもちろんのこと、民間工事も非常に少なくなっている。そのような中で建設業界というところは特に厳しい経営環境に置かれていることと思います。

その中で、一生懸命計算をして、時間も手間暇もかけてやっと落札した。恐らく、利益も大幅に削って、低い金額で入札したのではないかと思います。金額は知らないのですが、今回のようなこのミスというのは業者さんのみでなく、業界の方々にも与える影響が非常に大きいところだと思います。

県の東部整備局の鳴門庁舎の方々は何度も業者さんのところへ足を運んで謝罪に行ったということなんですけど、業者に与えた影響について、金額だけでなくあらゆる影響についてどのように、県として認識しておられますか。お聞きしたいと思います。

#### 戸根建設管理課長

今回の落札決定取り消しにつきましては、入札手続における県側の積算の不備が原因でございます。本来設計金額が正しく積算され、それに基づく最低制限価格となっていたら、落札業者は異なる結果となっていたと考えられますので、このことは公正な入札が行われなかったと判断せざるを得ないことから、入札参加者には大変御迷惑をおかけすることになりますが、落札決定の取り消し及び入札手続全体の取りやめを行うことをやむを得ず決定したものでございます。

なお委員のお話にもございましたように、落札決定者に対しましては6月12日の落札決定の翌日に電話で一報を入れておりました、また6月14日には34業者すべての入札参加者を個別に訪問いたしまして、謝罪をした上で、落札決定の取り消しに至った事情を丁寧に説明して理解を求めたところでございます。

また落札決定をした業者につきましては、その後も数回にわたり電話や訪問説明を行いまして理解を求めてまいりましたが、現時点でまだ納得いただけていない状況でございますので、今後とも引き続き誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

今回、落札決定をした業者を初め、入札参加者に御迷惑をおかけしたことにつきましては大変申しわけなく思っておりまして、また重く受けとめているところでございます。

各発注機関に対しまして、審査体制の強化を図るため、諸経費に関する確認事項を含めますチェックシートを導入するなど、それを既に各発注機関に通知したところでございます。

今後とも全力を挙げて再発防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

#### 岡委員

お話を聞きますと、県側の単純なミスであるということは認めていただいているということだと思います。私は人間のやることですから、当然ミスというのは起こってくると理解をしているつもりです。ただ、昨年にも落

札業者の決定はしていなかったですが、よく似たような事例が私のところに報告がありました。

入札関係ではないのですが、本年に入っても私が聞き及んでいる時点で、損失が出るものではないですが、約3件ぐらいヒューマンエラーが起っています。こんなことが起こるということは、チェック体制が不十分だということももちろんあるのでしょうけど、チェック体制は今までもあったはずなんです。チェックをするやり方、仕組みはあったはずです。それを今まで毎日毎日あるような仕事だから右から左へ流すような意識がなかったのか、一人一人の意識が十分に徹底されてたのか、そういうところまでしっかりと検討していかなければならない事項であると思います。

誠意を持って対応するということは当然のことですが、契約を結んでなかったでしょうけど、落札決定がなされた時点で業者さんは仕事の段取りにも入っているでしょうし、いろんなところにも声をかけていると思うのです。またそこへも説明に行かなければいけない。ありとあらゆるところでそごが出てくる、行き違いが出てくるということは、十分に考えられます。

組織全体でこのことを真剣に再発の防止、さらに今までもあったチェック機能をもう一回見直して、どのような体制をとっていけば、このようなことが二度と起こらないようになるのか、また一人一人の意識の改革、もう一度チェックの体制の組織づくりだけに頼るのではなく、一人一人がしっかり意識を持つということが必要だと思います。

県として、これから再発防止にどのように取り組んでいくのかというのは、恐らく業界のみならず、多くの県民の皆さんが見ていると思うんです。この部署には関係ないかもしれませんが、昨年从不祥事などたくさん起っています。政治への信頼、県行政への信頼というのが本当に失墜している状態です。そのことをしっかりと意識を持って、これから再発防止に向けてどのように取り組んでいくのか部長の決意をお伺いしたいと思います。

#### 近藤県土整備部副部長

このたびの事案につきましては、誤って算定した設計金額をもとに入札が行われたこと、そしてそのことが公正な入札を妨げたということで、落札決定を取り消し、また入札手続きを取りやめたところでございます。

本来、このようなことはあってはならないことございまして、入札制度に対する信頼を損ねる大変遺憾なことであると認識をしております。また落札決定を取り消しました業者を初め、入札参加者の方々に対しましては、大変御迷惑をおかけし、本当に申しわけないことであり深く反省しなければならないことだと思っております。

県土整備部といたしましては、このたびの事態を厳粛に受けとめ、各発注機関における内部チェック体制の強化はもとより、職員が一丸となって再発防止に取り組み、入札制度に対する信頼を回復できますよう精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

#### 岡委員

入札制度のトップということで、副部長さんにお答えいただきました。先ほど申し上げましたが、入札制度の信頼回復はもとより行政全体の信頼回復、県庁自体の信頼回復のために各部署の方々にも、もう一度しっかりと認識していただかなければならない大きな事件だと思っておりますので、ぜひともしっかりとすぐにでも検

討会など何でもいいですから立ち上げて、どういうふうになればこういうミスがなくなるのか、せっかく議論ができる県土整備委員会の場で、このようなことを二度と言わさないようにしっかりと体制づくりをしていただき、一人一人の認識を高めていただくことを強く要望して質問を終わります。

岸本委員

先日、私が所属しております会派の県民会議と県内の市町村長と意見交換会というのを実施しました。主なテーマは防災と経済対策ということで意見交換会をいたしましたのですが、その中から出ました要望も踏まえまして何点か確認と御質問をさせていただきたいと思います。

まず、今ここにおられます寺井委員から本会議でもありました土砂災害について確認をさせていただきませう。

本会議の答弁の中で、質問が土砂災害対策を推進すべきという質問に対して、災害時要援護者関連施設や避難施設などの重要施設を守るためのハード整備と土砂災害警戒区域の指定促進を初めとしたソフト対策を一体的に推進するというコメントがありましたが、具体的にはハード対策で、どこをどのように今後していくのか。また、そのソフト対策に対してもどのようなスケジュールで進んでいくのかといった点、それからもう一つは、後段のほうにございました森林整備を含め、総合的な砂防事業の推進というのがありますが、この内容についても、もう少し具体的に説明をいただきたいというふうに思います。

岩野砂防防災課長

土砂災害対策のハード整備、ソフト対策の具体的な推進内容、スケジュールさらには総合的な砂防事業についての御質問でございますが、ハード整備とソフト対策の推進につきましては、現在3月に策定されました地震対策行動計画を踏まえ、防災に減災の視点に加えまして、土砂災害についても人的被害の防止を最優先するというお話がありました高齢者や障害者、乳幼児などの災害時要援護者の安全施設、あるいは避難場所、避難路につきまして、急いで事業をしていく必要があるということで、砂防堰堤を主とした砂防事業を初め、地すべり対策事業や急傾斜地崩壊対策事業などのハード整備、危険箇所の調査、土砂災害警戒区域の指定、警戒避難体制の整備などソフト対策を共通の対象といたしまして、重点的に実施することを計画しております。

スケジュールにつきましては、特に災害時要援護者関連施設につきましては、平成26年度までに土砂災害警戒区域の指定をすべて終え、ハード整備につきましても順次対策を実施し、平成27年度までに7カ所をさらに完成させたいと考えております。

次に総合的な砂防事業の概要につきましては、これまで砂防事業は土石流などに対する防護を目的とした砂防堰堤の整備を中心に行ってまいりました。総合的な砂防事業では、この基盤整備に合わせて土砂災害の発生源となる森林の整備を導入するところでございます。

近年、人家近くの里山におきましても住民の高齢化、過疎化によりまして、手入れが十分行われなくなった森林が増加し、表土を守る下草が十分でなく、枯れた木や倒木の放置など、土砂災害の新たな発生源となる可能性があります。また、流れ出た木材が堰堤の上流に堆積し、その流木による災害の危険性が増加すると危惧されております。

そこでこうした里山地域において、表層崩壊の防止や砂防施設の機能について適正な維持を図るため、砂防施設の整備と一体的に施設の上流直近付近において間伐等の森林整備を行うなど、こうした一連の事業を総合的に取り組みたいと考えております。またこの取り組みを地域の防災意識の向上や地域振興策の一助につなげていきたいと考えております。

岸本委員

今、答弁の中にありました地震防災減災対策行動計画において平成 27 年度までに7カ所ということで書かれておりますが、こういった施設が全部で何カ所ありますか。

岩野砂防防災課長

現在、県下の危険区域の中に 364 カ所の施設があります。

岸本委員

危険区域に 364 カ所あると。そのうちの7カ所を平成 27 年度までに整備するというのでよいのでしょうか。

岩野砂防防災課長

はい。

岸本委員

わかりました。

また、同時にその減災計画の中には、平成 27 年度までに累計 2,800 戸の保全を行うという目標を立てられていますが、市町村長さんのほうからもこの急傾斜地崩壊対策事業について、幾つかの市町村のほうから要望がございました。この補助金が補助率が3分の2から2分の1になったと。どういう理由によるものなのか、事業の採択基準はどのようなものなのかということの質問をもらいましたので、再度この辺を説明していただけますか。

岩野砂防防災課長

補助率のお話がありました。

県単独の急傾斜地崩壊対策事業の補助率の内容でございますが、これにつきましては平成 18 年にそれまで3分の2であったものが2分の1としております。この理由につきましては、よりたくさんの事業の要望におこたえするという理由で補助率を下げた状況でございます。

岸本委員

過去の予算といいますか実績を見ますと、この平成 18 年度の県単のほうは 1 億 8,200 万円、それがことし平成 24 年度は 3,000 万円という予算になっておりますので、そこで平成 27 年度までの3年間で、2,800 戸を保全するという目標に対し、これくらいの予算でよろしいのですか。

#### 岩野砂防防災課長

県単の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、土砂災害のうち、がけ崩れの対策ということで、国補事業の急傾斜地崩壊対策事業により、まずは事業推進、事業採択の基準から国補事業の対象とならないもの小規模ながけ崩れについて、この事業で施工を実施しております。

今までの予算の状況なのですが、予算というのは減少傾向にありますけれども、平成20年から22年度にかけては重点整備、これは国のきめ細やかな交付金を活用したものでございますけど、この補正予算によりまして、市町村の要望に十分おこたえすることができました。また去年は相次ぐ台風の襲来によりまして、県下各地でがけ崩れが多発し、多くの市町村から要望いただいたことから緊急に11月の補正予算を計上しまして、緊急を要する箇所の対応を行ったところでございます。

今後とも市町村の要望をお聞きし、災害の発生状況も踏まえ、緊急度の高い箇所を優先して補助事業を実施し、また国補事業の推進と合わせて整備に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岸本委員

国補事業は10年前の52%、今年度の予算ですよ。県単事業は10年前の12%ということですので、お金がないと。平成19年ですかね、職員皆さんの給与をカットして、公共事業も減りました。

その後、平成20年、21年と国のリーマンショック対策で、麻生内閣が補正予算を配りました。これで平成20年、21年はもったと。平成22、23、24年と急激に減ってますので、お金が要ることですからいたし方ないのかもしれませんが、本当に優先順位をつけて、対応に当たっていただきたいなと思っております。

また同じようなことですが、今度は河川のほう。これも寺井委員のほうからありました。

河川の砂利の撤去ということで私も去年の9月に質問させていただき、今回また笠井委員長のほうから質問があったということで、徳島県河川砂利等採取許可要綱というのを4月につくりました。

海部川をモデルに進めていきますということでありましたが、これに対してどういうふうに進んでいくのか、見通しを少しお聞かせいただけませんか。

#### 重本河川振興課長

今、河川の砂利堆積土砂の除去というお話でございます。河川砂利につきましては、昭和49年に国が策定いたしました河川砂利基本対策要綱におきまして、原則としてすべてコンクリート用の骨材として利用するというようになっておりまして、本県についてもそのまま同様の用途規制を行ってきたところでございます。

しかしながら最近の社会事情の変化によりまして、コンクリート用骨材への需要が少なくなっているというのが現状でございます。昨年の9月の本会議におきまして、岸本委員のほうからコンクリート用骨材以外に使える規制緩和をしてはどうかという御提案をいただきまして、その後議論等重ねてきた結果、今回の本会議におきまして、寺井委員の代表質問に答えたとおり、異常堆積が認められる河川において、適切な流下断面を確保するため、民間事業者による砂利の採取についてもこれから考えていこうということで、維持管理コスト縮減を図る上で有効であると。

それからほかの用途に使うことで、地域振興、産業の活性化につながるということなどから、先ほど委員のほうからお話がありましたように、徳島県河川砂利採取許可要綱を改正したところでございます。

答弁の中にもありましたように、まずは近年まで、民間事業者が採取しておりました実績があります。また、管理河床が設定され、測量によって堆積土砂が把握できております海部川をモデルに具体的な運用指針を考えていきたいと考えております。

今後どのようにしていくかというお話でございますが、まずは海部川におきまして、コンクリート用骨材以外にどのような需要があるのかという把握をやらせていただき、それ以外の場合、どのような需要があるかという関係につきまして、地元の役場とよく協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

できるだけ早く制度を運用させ、砂利の採取ができるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

#### 岸本委員

県内に県管理河川が 494 河川あるという中で、海部川から始めるということなんですが、多くの市町村長さんが砂利の異常堆積を心配されています。この分野で何とか道筋をつけていただいて、加速していきますようお願いしたいというふうに思います。

それでは河川に関連しまして、今度は徳島市に地震、津波が来たといった場合、新町川と園瀬川を遡上してしまうと。どのくらいの想定になるかわかりませんが、この新町川や園瀬川の護岸の耐震化ないし改修、維持といった部分では、どういうふうに考えておりますか。

#### 重本河川振興課長

市内の河川の耐震ということの御質問でございますが、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災以降、河川における津波の遡上対策というのが大きくクローズアップされた状況でございます。

そういうことから築堤の河川、要するに堤防で川を治めているような河川につきましては、地震によって堤防が壊れてしまうと大きな被害が起こるということで、平成23年9月に国土交通省のほうからも河川の津波対策についての技術助言ということが通知されています。

そういうことで、今お話のありました新町川と園瀬川でございますが、園瀬川につきましては、上流部の八万あたりにつきましては、築堤の河川ということで、昨年11月の補正予算で堤防の耐震調査を行っている状況でございます。

また、もう一つの新町川につきましては、新町川自身が掘り込み河道ということで、構造物自身の耐震を考えたものではなく、要するに流水による洗掘防止、護岸の保護を目的とした護岸、前ののり面を保護する護岸でありますので、耐震設計というのは今行っている状況ではございません。

#### 岸本委員

護岸の液状化対策、ずれたら高さ1メートルくらいですか、液状化ということで、ずれたり、耐震で亀裂が入ったり、そうした場合に備えるためにも耐震診断をしなくてはいけないと思いますが、そういう必要性があるのか、ないのかお伺いします。新町川だけでなく、大岡川、住吉島川もあれば田宮川もあるという中で、その

あたりがつくられて以降、さわられていないのかどうかわかりませんが、そういう診断をするという必要があるかどうかについて伺います。

重本河川振興課長

今、新町川を含め、市内の大岡川、住吉島川などについての耐震というお話でございます。

当箇所の護岸につきましては、昭和36年第2室戸台風の被害を受けて、高潮対策として整備しております。それで、今委員のほうからお話がありましたように、護岸など1メートル程度のパラペットで整備をしている状況でございます。当然、そのときにおいても耐震設計というのをやっていない現状でございます。

ただ、今回津波の遡上があるということで、浸水予想図がまた新たに出てくるところも含めまして、今後、津波による浸水区域における掘り込み河道の国における対応も含めまして、十分注視しながら対応を検討していきたいと考えております。

岸本委員

わかりました。

それでは次に道路の関係、道路の中でも橋梁の耐震化について伺いをまずいたします。県の管理橋梁数、現在、耐震化の状況がどのようにになっているのか教えてください。

久保予防保全・利活用担当室長

県管理の橋梁数とその耐震化の状況についてでございますが、徳島県管理の橋梁は平成23年度橋梁現況台帳では2,270橋でございます。平成7年の阪神・淡路大震災を契機といたしまして、橋長15メートル以上の660橋の中から大規模地震時などの発災時に人命救助や生活物資、機材などの広域的な輸送を担う緊急輸送道路や跨線橋など、影響の大きい重要な橋梁のうち、耐震化の緊急性が高い橋梁として204橋を選定しておりまして、計画的に耐震化を進めています。

これまでに200橋の対策を終えております。

岸本委員

それでは15メートル以上の橋で緊急輸送道路に指定されている橋を優先的に直すということで、今、204橋あって200橋まで直しましたと。あと4橋の今後の対応とそれから15メートル以上というふうになっている理由をお聞かせください。

久保予防保全・利活用担当室長

まず、耐震化の完了していない4橋の対応でございますが、徳島環状線の末広大橋、それと末広高架1号橋、津田新橋の3橋について、今年度耐震化を実施しております。残る1橋の阿南勝浦線の下大野橋につきましては、道路改良事業によってかけかえ予定でございます。

もう一つの質問で、橋長の15メートル以上の橋梁を優先的に実施している理由についてでございますけれども、橋長15メートル未満の橋梁は、単径間で両端が橋台に支えられていることから落橋しにくい耐震性が



高い構造でございます。このことは、阪神・淡路大震災や東日本大震災の落橋被害の分析においても実証されております。

また万が一落橋などの事態が発生した場合におきましても、仮設橋梁などによって早急な通行の確保が可能であるということで、15メートル以上の橋梁の耐震化を優先して整備しています。

岸本委員

今の耐震化というのは、今度新たに出ました想定震度7に耐えられるものなのでしょうか。

久保予防保全・利活用担当室長

震度7に耐えられるかという御質問でございますが、現在進めております耐震化につきましては、先ほど申し上げましたように平成7年の阪神・淡路大震災を契機といたしまして、発生頻度の高い中規模の地震につきましては、橋の健全度を損なわない。また、兵庫県南部地震のような大規模地震時には、地震による損傷が限定的なものにとどまって、橋としての機能の回復が速やかに行われる。そういうふうなことを目的として実施しております。

東日本大震災におきましても同様の耐震化を行った橋梁については、地震で大きく被災した橋梁がほとんどないことが報告されておりますことから、現在の耐震化が成果を上げていて、耐震性は満足しているものと考えております。

岸本委員

わかりました。先日、新聞にも掲載されておりましたが、緊急輸送道路が28路線追加になったと。ここにかかる橋は大丈夫なのか。それから15メートル以上で660橋ある分の200橋が緊急輸送道路になるので、ここを耐震化すると。それ以外の橋はどうだという問題も残りますが、その橋を終えまして、次どうやって耐震化、改修、改良を行っていくのかという今後のスケジュールについてお尋ねします。

久保予防保全・利活用担当室長

今後の耐震化のスケジュールの御質問でございますが、先ほど委員がお話しされたように、去る5月24日に承認されました緊急輸送道路ネットワーク計画によりまして、新たに追加されます緊急輸送道路の中に15メートル以上の県管理橋梁が42橋ございます。

今後この42橋につきましては、耐震化の必要性を検証し、対策を必要とする橋梁を選定しまして、緊急性の高い橋梁から順次耐震化を実施することにしておりますけれども、三連動地震が切迫している認識のもと、できるだけ早く対策を進めてまいりたいというふう考えております。

岸本委員

わかりました。個別に現状をお聞きしたということでございます。もっと深くお聞きしたいのですが、まずはやはり県土整備部で何かを整備していこうと、皆さんの創意工夫で賄える部分とやはりお金がかかるという部分があると思いますので、やはりお金がどのように年度別に移ってきているかといった点で、県土整備部

の今年度予算、公共事業の予算、それから維持管理という部分での予算、これを平成 19 年に対してどのくらい教えていただけますか。

中村県土整備政策課長

予算についての御質問でございますが、まず県土整備部の全体の予算額でございますが、平成 19 年度につきましては、645 億 1,000 万円でございます。これは最終予算額でございます。それに対しまして、今年度、平成 24 年度当初予算額でございますが、こちらは 483 億 8,000 万円でございます。平成 19 年度の予算と比較いたしますと 75%ということでございます。

次に公共事業関係予算ということで説明させていただきます。これには一般公共事業、あと国直轄負担金、県単公共、維持補修費それから災害復旧費を含めておりますが、こちらが平成 19 年度におきましては 525 億 6,000 万円でございます。今年度の当初予算額が 400 億 9,000 万円でございます。平成 19 年度と比較いたしますと 76.3%という数字でございます。

続きまして、今御説明いたしました公共事業関係予算のうち、県単の補助維持補修費でございますけど、平成 19 年度こちらが 44 億円でございます。今年度の当初予算額は、平成 22 年度から県単公共に整理している橋梁修繕費を含め、28 億 2,000 万円でございます。こちらの平成 19 年度対比で見ますと 64%という数字になっております。

岸本委員

公共事業は5年前に比べ大体 75%、それから維持管理費が 64%という回答をいただきましたが、維持管理費は 10 年ずつと読みますと 53 億円、53 億円、51 億円、51 億円、今発表がありました 44 億円、そして平成 20 年度が 55 億円、平成 21 年が 52 億円、平成 22 年度が 35 億円、去年平成 23 年度が 33 億円、ことしの予算は 28 億円ということで、維持管理していく上ではどうしても額的に足りていないのではないかと思います。既に支障を来している推移ではないのかと。ここについてどういうふう考えているのか御答弁いただけますか。

中村県土整備政策課長

道路を初めといたします、土木施設の本来の機能を十分に発揮させるためには、日常の維持管理とともに適切な補修が必要であると考えております。また高度成長期に建設いたしました土木施設、こちらにつきましては、一斉に高齢化する中で、この既存ストックを安全かつ有効に利用するため、増大する維持管理費の確保とともに戦略的な維持管理を継続して行うことが重要であると考えております。

このためにライフサイクルコストの縮減を目的といたしまして、維持管理手法として、これまでの対症療法型の手法に加えまして、施設の長寿命化を図る予防保全型の手法を導入し、平成 19 年度におきましては、橋梁の長寿命化修繕計画を作成しております。また平成 20 年度におきましては岸壁などの港湾施設、それから平成 21 年度につきましては、排水機場の河川管理施設の長寿命化計画を策定しているところでございます。

委員御指摘の維持補修費の予算の確保につきましては、年々減少している状況でございますけれども、先ほど御説明させていただきました県単の維持補修費に加えまして、平成 22 年度に新設されました社会資本整備総合交付金というのがございます。

それからまた平成 23 年度に地域の自由裁量を拡大するために創設されました地域自主戦略交付金がございます。これらの活用によりまして、より多くの事業費の確保をできます交付金事業の中で、公共土木施設の予防保全型維持管理による長寿命化対策を実施することで、できる限り維持補修にかかります予算確保に努めているところでございます。

社会資本につきましては、維持管理を行ってこそ効果が発揮できるものでございますので、今後とも既存ストックをできるだけ長く安全に利用できますように、必要な予算の確保、それから長寿命化対策の着実な推進などによりまして、土木施設の適切な機能保全に努めてまいりたいと考えております。

岸本委員

先ほどの河川の砂利の問題、それから堤防の改修というのでしょうか、改良ということになればまた費目も違うのかもわかりません。河川の砂利だけでなく、雑木、樋門。私も樋門を2つ聞いておりますが直りません。応急措置はしていただいております。ただ圧倒的に予算が少ない。国の事業にのっかってやっていくということで、平成 19 年度以降、国の大型事業でそれにのっかって改良してきましたが、一般財源を使ってでもやらなければいけない時期。それをどこから捻出するのですか、ほかの福祉やほかの事業も大事な事業です。ですが、県土のほうは何となく引き算の中にあるということではなくて、これだけ必要だということから、ぜひともしていただきたい。そういうふうと考えてされているとは思っていますが、早速9月には補正予算でも組んで対応しなければいけないものは対応すると。何かを削らなければ仕方がない。何となく見ていると、県土のほうは削られていくというような感じがします。ぜひ9月、今年度中に国がなくても一般財源を使ってやっていくようにしていただきたいというふうに思います。

部長どうですか、県土整備部の予算として要求を。

近藤県土整備部副部長

先ほど委員からる御説明ございましたように、既存ストックを良好な状態で保つ。これは県民の生活、安全・安心に対しまして、大変重要なことだと思います。そのために必要な維持管理を初めとします社会資本整備に対する事業の予算の確保は極めて重要なことであると認識しております。このため、必要な予算が確保できますように県土整備部といたしましても努力してまいりたいと考えております。

岸本委員

このくらいで予算事業については終わりたいと思います。できれば9月にでも県単で補助事業を組むと。お金がある、ないについては工夫していただかないと、支障を来すところに来ていると思います。

建設事業者という分野からもそうですけど、県土を守るという視点からも本当に支障を来しているのではないかと心配しておりますのでお願いをいたします。

最後になりますが、阿波おどり空港の臨空用地についてお尋ねしたいというふうに思います。まずは空港支援施設用地と流通施設用地、その2つの開発に伴う総事業費と今、県債の起債残高がどのくらい残っているのか教えていただけますか。

元木運輸政策課長

委員のほうから阿波おどり空港周辺整備事業の事業費と起債の残高ということでございます。この事業でございますが、県が行いました空港周辺整備事業のうちの徳島空港周辺臨海土地造成事業ということでございまして、この事業は起債によりまして進める事業でございまして、造成した土地を売却するなどによりまして、償還に充てる計画になっております。

具体的には、周辺の事業としまして、下水処理施設用地、流通施設用地、県道空港線の用地、ヘリ基地の用地というようなことで、58ヘクタールの用地を造成してございまして、そのうち28ヘクタールを売却するという進め方をしております。既に起債した総額約182億円のうち現在137億円を償還してございまして、昨年の平成23年度末残高でございますが、約45億円ということでございます。

岸本委員

現在、リースしてますよね。そのリースの収入が起債残高の利子と比較して、収入と相殺状況はどんな額になるのですか。

元木運輸政策課長

起債残高の金利とリース代の関係がどうかということをお尋ねいただいております。平成24年度の支払利子の予算額でございますが、約3,500万円を予定しております。リース代につきましては、今5社とリース契約を結んでございまして、年ベースでいきますと、約2,500万円でございますが、一部は年度途中6月からの支払いということで、契約上そういうことになってございまして、今年度の金利収入につきましては約2,150万円ということでございます。

岸本委員

起債している利子の分にも届いていないと、早く売却をしなければいけないということでしょうけど、アプローチ状況、何社にどのようにアプローチしているか教えていただけますか。

元木運輸政策課長

セールス活動の状況でございますが、セールス活動につきましては、商工労働部や大阪本部と連携し、昨年度は138の会社、48の金融機関、経済団体のほうへ291回の訪問をしまして、5社がリースしていただいたという状況でございます。

岸本委員

この流通施設用地のほうはどうですか。

元木運輸政策課長

流通施設用地のセールス状況でございますが、ただいまの数字の内数でございますが、昨年度 10 社訪問し、訪問回数は 23 回でございます。

岸本委員

訪問したときに津波がネックになるとの回答はありましたか。

元木運輸政策課長

セールスに当たりましては、県としていろんな情報をお出しするということでございまして、現在も継続してセールス活動をしておるところでございますが、やはり津波高の影響、従業員の安全対策ということが企業として重要な視点とされておりますので、そういう情報を提供しながら現在もセールス活動を続けている状況でございます。

岸本委員

流通施設用地、こちらの奥の広いところ、10 社ぐらいしか当たってないと。値段についても当初の値段から変わってないということも聞いておりますし、このあたりは早急に流通施設といいますか、用途の変更を行って、もっともっと企業に広く当たれるようにしないと、まだここまで 10 社しか当たってないということで、かなり規制もありますので、用途規制を外して、門戸を広げてもっともっとアプローチして、先ほどのお金のこともありますが、早く当たると、当たってもだめであれば、また対策を考えなければならない。これについてどうですか。

元木運輸政策課長

空港周辺施設用地でございますが、平成 21 年 1 月当初は、分譲のみでということで取り扱っておりましたが、昨年度につきましては、分譲業種を緩和し、リースの価格、分譲価格も見直しております。特に流通施設用地のセールスの企業数が少ないということですが、実際セールス活動を行う段階におきましては、やはり企業の進出意欲を把握するために業種にこだわらず営業のほうはしております。流通施設用地にこだわって営業していることはございませんので、今の厳しい経済状況、沿岸部の津波対策のことからなかなか厳しい状況であります。

現在の状況でございますが、流通施設用地にはこういう関係の複数の企業から問い合わせもあり、県としては、早期分譲賃貸ができるように引き続き積極的に企業訪問や情報提供などを進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

ぜひとも早急に補正予算なりを検討し、組んでいただきたいということを要望して終わります。

寺井委員

土砂災害対策についてのことをお聞きしたいと思います。

先ほど答弁の中で、364カ所のうち7カ所を行うという話ですけど、実は昨日も危機管理のほうで質問したのですが、阿波市に庁舎ができるという中で、去年のたしか秋頃でしたか、予定地のところに土石流が起こるというのが新聞報道であったような気がしますけれども、その中で11月に市長が県のほうから認可がおりたという中で、書類をきちんと提出しなさいというような報告があったように思いますが、土石流が起こる位置に庁舎が建つ認可したという世界でございます。本来であれば、土石流が起こるような位置に大勢の人がいる庁舎ができる中で、4町の職員全員がそこに寄る。その上、給食センターもつくる。大勢の人が立ち入るところに庁舎ができるわけでございますけど、土石流が起こるについても、許認可というのを県が出したのかなと思いますけども、どういうことなのか、少しお聞きをしたいと思います。

岩野砂防防災課長

土砂災害警戒区域に関する御質問でございますが、土砂災害から住民の生命あるいは身体をも守ることを目的として、県では、その地域の地形とか地質から土砂災害のおそれのある地域を土砂災害警戒区域として指定しております。

現在お話にありました地域につきましては、指定の途中でということで、今後住民に説明会を終えた後に市から意見を出していただきまして、そしてその後に告示をするというような手続になっております。現在の指定が終わりましたら、これを受けて市町村は区域ごとに警戒避難体制の整備や危険性の周知を図っていただくというようなことで作業を進めています。

現在、まだ指定にはなっていないというのが現状でございます。まずはその地域に土石流が起こり得る可能性があるということを、指定により周知をさせていただく、その範囲がどの範囲になるか、あるいはどういった規模になるかということをお説明をするという形になっております。

寺井委員

ということは、まだこれから説明をするという世界ですか。実は来年の3月に起工式があるのではないかと、いうわさが出ております。今買収中だという話もあります。そんな中で、今の土石流、そしてすぐ横に柿ノ木谷という谷が流れておまして、新聞報道によりますと、そこも指定になるのではないかと、いう世界ですけど、そういうところに庁舎の計画がどんどん進んでいくというのは大丈夫なのですか。

岩野砂防防災課長

まずは指定の目的といたしましては、先ほど申し上げましたように、ここが土石流の発生のおそれのある場所であるということをお示するということが目的であります。次にここで何か建物を建てる、建てたいというような場合、法律上の規制では、現在進めている内容ではございません。そのことが適正であるか否かということはまた、それぞれの行為を行うほうの御判断になるというふうに考えております。

寺井委員

それ少しおかしいのではないのでしょうか。もしもの想定外ということが、御存じのとおり、今度、阿波市などは震度5ぐらいといったところが震度7の世界に入ってくる。中央構造線のすぐ横で、活断層もあると言われているところに実はできる。その上に土石流が来るという話ですからね。それが土石流の判断をするのに、片一方では工事の進行といいますか、どんどん買収もして進んでいて、そういうことでは後手になるのではないのでしょうか。これだけ災害に対する全国的に緊張を持って対応をしていかなければならないという中で、そういうことで大丈夫なののでしょうか。

岩野砂防防災課長

手続につきましては、これまでにその地域の基礎の調査をいたしまして、その内容をできるだけ早々に地域の住民の方、現在は区域の範囲の中にある住民の方が対象になると思いますが、そのことについて御説明をする。その上で市から早々に指定にかかる意見を出していただくとうような手続に現在なっております。

寺井委員

少しおかしいのではないのでしょうか。先ほどから申し上げていますように、庁舎ができるということは、庁舎ができるまでに云々ということではなく、庁舎ができることによって、阿波市の職員がそこに常駐するのですよ。地域の住民でなくて、そこに防災対策本部ができるわけ。そこに土石流が起こるというのに、地域の住民云々ということももちろん大切なことなのですが、そこに大勢の人が寄ってくるという中で大丈夫なんですか。もし庁舎ができて、仮に土石流が来た場合、市の議会の答弁などを聞いていますと、そんなに大きな土石流でないというのですが、例えばその敷地が5ヘクタール近くあるのですが、例えば駐車場それといろいろとできた場合、土石流によって車も含めて被害も起こるという可能性もあるのに、そういうことで本当に大丈夫なんですか。もし市がどういう対策をするという情報があるのであれば教えていただけますか。

岩野砂防防災課長

現在進めていますのは、土砂災害警戒区域という指定でございます。一方、さらに激甚なというか、さらに災害の程度の高い場所につきましては、土砂災害特別警戒区域ということで、2種類ございます。現在進めています区域につきましては、土砂災害警戒区域ということで、規制につきましては警戒避難体制の整備ということで、法律上そこに何かの許認可が発生するという状況にない。そういった警戒区域の内容であるということを御承知いただければと思います。

寺井委員

警戒区域の指定という世界ということで、これを理解せざるを得ないのかという部分もありますけれども、本来昨日も危機管理のところでお話をしたわけですが、徳島県はほかから見ると3.11の想定外という答えが出ているわけですが、これから想定外などという答えはないわけですから、そんな中で徳島県は甘いのではないのかと、震災対策条例も推進条例もできるという中で、常識から考えたら、ほかの県から見れば、

それ許可したのですかと言われませんか。何か危機管理がもう一つ甘いという気がします、どうですか、私の考えは間違っていますか。ほかから見たら、笑われる世界ではないのでしょうか。

きのうは活断層の話、きょうは土石流の話なのですが、普通に考えれば、新聞にでも掲載されれば徳島県は甘いねなどという見出しで掲載されないかな。それだけ認識をきちんと持っていたかないと、先ほども申し上げましたが、そこに大勢の人が出入りする世界の中で、なければいいのですが、もしものことがあれば本当に大変な世界でございますので、このあたりを十二分に指導なされるのでしょうか、ちゃんとした答えをもらって対応してもらわないと大変なことが起きるのではないかと考えております。

笠井委員長

午食のため休会します。(12時07分)

笠井委員長

再開します。(13時15分)

寺井委員

それでは、今話題になっております、私も実は心配をしているわけでございますが、空き家についてちょっと聞きたいなと思います。

御存じのとおり、時代の中で大団地といいますか、そういう世界の中の人たちもお年寄りになったりして、昔栄えた団地といいますか、大団地の人たちの中、次第に空き家が多くなったというのをテレビ報道でされてたわけでございますけれども、本当に阿波市のような田舎でも実は空き家がだんだん目立つようになり、不動産屋が入ってやってますけど、セールというか売り家というふうに書いてるんですけど、なかなか売れない。

また、朽ちてしまって倒れかけになっているような家もたくさんあるわけございまして、基本的には核家族が一番大きな原因ではないかなと私は思うのですが、その後、少子高齢化の中で空き家がだんだん多くなっておるわけでございます。

その中でそういうことがふえていくというのは、地方の活性力が落ちていくのかなあと、実は心配をいたしておりますけれども、徳島県において、それから全国も含めてですけども、空き家の状況などをちょっとお知らせいただきたいのですが。

松田建築指導室長

ただいま空き家の状況についての御質問をいただきました。アパートの空き室でございますとか、売却用の住宅などを除きました利用目的のない空き家の割合でございますけれども、総務省の平成20年住宅土地統計調査によりますと、全国で4.7%、本県では7.9%が空き家率となっております、平成15年に実施された同じ調査と比べますと、全国で0.8ポイント、本県では、1.3ポイント増加いたしております。



全国に比べ、本県の空き家の割合が高くなっているとともに、この5年間の増加率も全国に比べて高くなっております。なお、本県の空き家率は、和歌山県、島根県、鹿児島県、高知県に続きまして、全国で第5番目の高さとなっております。

#### 寺井委員

もう1カ月ぐらい前になると思いますけども、空き家のことについて、毎日放送だったと思いますが、神山町にも随分とある中で、東京のIT企業等々が来て、光ファイバーが入っているところについては非常にいいところだというふうなお話で、テレビで高く評価もされていたわけでございます。

神山町というのは、ロケーションからいっても徳島には近いし、それぞれ川もあり、新鮮ないろいろな食べ物もあるし、すばらしいところなので、ほかの地域はそうはいかないのかと思います。

うらやましいところですが、しっかりと対応できるところは対応し、活性化していただければいいわけですが、そうじゃなくて、いわゆる老朽化して、そのままじっとほうってあるというようなところもたくさんあるのかなと実は思っているところでございます。

これをいわゆる災害等々が起こるなかで危険性が非常に伴うんでないかなと、また子供たちとかそのような人たちも、一般の人たちもそこへ出入りすることによって、ぽんと倒れたりする可能性もある中で、危険性も伴うんでないかなと思うんです。

県として、この空き家対策の中で、再利用や除去、倒れかけは壊してしまうとかいうようなことについて、どのように取り組んでおられるのかお聞かせ願います。

#### 松田建築指導室長

空き家対策に係る県としての取り組みについて御質問をいただきました。

昨年度、平成23年度におきましては、付近住民の方から建築基準法の窓口に対してまして、19件の老朽家屋について、危険であるとの情報をいただいております、このうち17件に対しましては、指導を行っております。

所有者の理解が得られた5件につきましては除却し、そのほかは現在、継続して指導をいたしております。なお、残りの2件につきましては、所有者を私どもで特定することができませんでした。

また、市町村におきましても空き家に対して取り組みを実施いただいております、空き家の除却や再利用を目的とする国庫補助事業でございます空き家再生等推進事業によりまして、これまでに除却したものが12戸、旅館や宿泊体験施設として再生利用されたものが8戸ございますけれども、この事業は補助制度の中で、時限措置が設けられておまして、平成25年度以降は、利用できる地域が過疎地域に限定されるということになっております。

さらに、このほかの取り組みといたしまして、空き家再利用のための情報提供を行う空き家バンクが県内の9市町で、同様に移住支援促進センターが12市町で運営されております。

県といたしましては、今後とも関係部局や市町村との連携をさらに深め、空き家に関する情報共有を図りながら、空き家の活用や除却が促進されるようにより一層努力してまいりたいと考えております。

寺井委員

我が会派と市町村長会の人たちとの意見交換会をしたとき、影治町長からも津波の問題に関係して、空き家の老朽化している部分があるですね、地震等々で倒れてきたり、津波等々で倒れてきたりしたら、逃げていく道をふさがれるんだというふうな御意見もあったわけでございまして、県や市町村で対応ができるんだったら、その朽ちかけているといえますか、手をつけれるようなないというような世界のものは早急に対応していただければ本当にありがたいのかなあというふうにも思うところでございます。

災害と言いますか、津波対策等々で心配している市町村がたくさんあるわけでございまして、そういうこと含め、特に県の主要道路と言いますか、特に地方での道路、県道の付近に家が密集している世界がありますので、逃げていったりするのについて、非常に大きな影響があるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、報道によりますと、この空き家対策で条例ができていような県もあるというようなことを聞いておりますけれども、全国的にはどの県が、どういう対応をされておるのか、市町村等々もどういふふうな条例等々をつくっておるのか、わかったらお聞かせ願いたいと思います。

松田建築指導室長

空き家対策条例についての御質問でございますが、近年、空き家による問題が大きくなっておりまして、空き家について条例を制定する自治体がふえております。

国土交通省の調査によりますと、平成24年4月1日時点で条例が施行されているのは54の自治体に上ります。このうち、県が制定した条例は1、残りの53につきましては市区町村が条例を制定いたしております。

また、条例の内容でございますけれども、管理の不十分な空き家に対しまして、助言、指導、勧告、命令を行うことができる旨を制定しているところが多く、命令に従わない場合、公表する旨を規定しているものが23、それから代執行について規定しているものが14、罰金について規定しているものが5となっております。

また、空き家の修繕や除却に対する助成について規定しているものは4となっております。

今申し上げますこれらの規定のうち、危険な建築物に対する助言や指導、勧告、命令等につきましては、行政指導でございますとか、建築基準法によりおおむね対応できるものと考えております。

条例化を図ることによりまして、防災、防犯、環境、景観などを含めた空き家問題に対する意識を醸成する上で、一定の意義があると思われませんが、現行の国の制度の枠組みにおきましては、飛躍的に空き家の除却が促進されるといったことにはつながりにくいのではないかと考えております。

寺井委員

今のお話ですと、それぞれ罰則なんかも設けてやっているところもあるという話ですが、条例ができてでもそれが全部解決するわけではないというお話でございまして、しかしながら、早く取り組んでいかなければならないという部分もありますので、これまで以上に対策を講じる分があるんですから、その空き家問題に対する県の認識として、条例を含めて取り組むのか取り組まないのか、その辺をお伺いします。

長野県土整備部次長

空き家問題に対する県の認識ということで御質問をいただきました。

先ほど室長がお答えしましたように、空き家は増加傾向にあると。特に、徳島県では人口減少、過疎化が進んでいますので、全国に先駆けて空き家も多くなっておるという状況でございます。

今の条例の話を書長からもお答えいたしました、全国で54の県なり市町村が制定してございまして、建築基準法でも対応できる部分というのもございます。それで建築基準法で対応できる場所ですら今十分な対応できていない状況がございます。

空き家の増加によりまして、お話に出てましたけれども、老朽化による建物の倒壊、こういった防災での面、また空き巣ですとか放火といった防犯の面、またごみの不法投棄ですとか悪臭、害虫の発生といった環境面、それと外壁が傷んでくるといった景観面といったことで、多方面にわたってさまざまな課題があるといったところでございます。

こういった点につきましては、建物の所有者だけでなく、地域住民の方々、あるいは行政一丸となって取り組んでいく必要があるということで考えてございます。

多方面にわたってございますので、今後、関係部局とも連携いたしまして、条例をつくったというのもございますけれども、他県の取り組みも参考にしながら現行制度の中でどのような対応ができるのかということも検討して、市町村に対しまして、十分な情報提供、あるいは助言、指導を行ってまいりたいと考えてございます。

また、国に対しましても空き家の除却、再生を促進するような制度といったものに対する助成、税制での面、こういった制度拡充につきまして、機会あるごとに訴え、空き家対策の推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### 寺井委員

空き家対策、本当に多方面に過大な問題があるというようなお話でございまして、たくさん人が住んでいるようなところでも今、空き家ができています。

テレビなんか見ていると、そういうところにごみの集積みたいなのがったり、いろいろと問題もあるようでございますし、田舎でしたらなおさらわからない世界で、そういうことも含め、行われていくこともあるのかなというような感じております。

抜本的な空き家対策、地方の我々だけが一生懸命やってもなかなか難しいなというようなこともお答えいただいたのかなと思うわけでございますが、これから徳島県や各市町村も真剣に取り組んでいかなければいけないのかなと思うわけでございます。取り組みに対する支援、税制や財政上の支援、総合的な施策を確立するため、県としては和歌山県だけらしいのですが、委員会としても思い切って取り組んで、国に意見書を提出するようなことにお諮りができればいいのかなというふうに感じますが、それについてはいかがでしょうか。

#### 笠井委員長

今、委員からお話がありましたが、先に質疑を進ませて、その後ということで了解いただけますでしょうか。

寺井委員

はい。

嘉見委員

空き家対策で、どこか南のほうの町長が、本当に津波が来たらこれはどうなるのだろうというのがございますが、いつも私もそう思っておりました。

漁師町に行きますと、50センチメートルや1メートルという通路が幾らでもありまして、車が入れないから若い人が住まない。皆、外へ出る。だから、ひとり住まいのお年寄りが本当に非常に目立つ。

先月、高知の尾崎知事が、三連動地震に対する国の補助を取るような予算確保に向け、四国の知事会でというような話を一週間ぐらい前の新聞に出ておりました。

空き家対策というより災害対策で何とかならんのかなと。空き家というのは、1軒に補助してもとてもいけるような話でない。

公共工事として、災害対策でそのことを進めていけないのかなと。津波対策の分でやっていったら一番物事早いのではないかと思う。

一軒一軒の空き家でどうこうする話でなく、もう固まった団地で、空き家が連なっているというのが顕著に目につくわけでございます。そういった点はどうですか。

長野県土整備部次長

委員のほうから漁師町のようなところの空き家対策について御質問ございました。

空き家の現状といいますのは、都市部での空き家もございますし、先ほど寺井委員からお話ございましたが、大きな団地での空き家もあります。また、今お話ございました漁師町といいますか、現道が非常に細いところでの空き家など、それぞれの空き家の事情がいろいろあろうかと思えます。

そういったいろんな空き家対策、それぞれの状況にあった対策というのは必要かと思っておりますし、今お話のございました公共事業に取り込めるものもあろうかと思っておりますが、それぞれ空き家の状況、地域の事情に合ったきめ細かな対応ができるような制度についても国の方に要望してまいりたいと考えてございます。

嘉見委員

いつも思っていたのですが、本当にせば詰まったような話があると思いますので、もっと対策として、やっぱり県から上げていていただきたい。そんなことを言っておりますと、痛切に感じる。そういったところを十分やっていただきたい。

それと津波に関してもう一点。私は、津波で一番心配なのは橘湾と思います。今までの先人の人たちも聞きますし、いろんなことを聞きますと、徳島で一番橘町が危ないという思いがしているわけですが、今、計画停電やいろいろ言ってきており、橘湾には発電所が簡単に数えましても45万キロワットが2台、22万キロワットが1台動いております。また10万キロワットは休んでおりますが、石炭火電ではペーパーワークの105万キロワット。

400万キロワット以上の発電所が橘湾に、そして、そこが私が思うに津波に対しては、徳島県で一番危険でないかといった感じがするわけですが、小池部長がいるとき、橘湾に湾口堤防をこしらえたらどうですかとい

ような質問をさせていただきまして、答えをいただいたわけですが、予算もだんだんしぼんでいきまして、なかなか難しいなという思いがしておりましたが、先日の尾崎知事の話とか、今の電力需要の話とかいうのを考えますと、今の時期を逃したらなかなか言うときがないんじゃないかなと。

やはり、国に向けて電気事業が今一番大切な時期といったときに国でどういったことがこの地域を守れることができるかなあということを訴えていただきたいなという思いがするのですが、どうですか。

#### 志摩港湾空港課長

橘港の湾口防波堤についてでございますが、橘港は県南の工業地域の拠点としての役割を果たしております。また都市機能が集中した阿南市を背後に控えた重要な港湾であると認識しております。

ここについては、従来より津波や高潮などの被害から人命や財産を守るため、海岸保全施設などの整備に努めてきたところでございます。

人命を守るため、現在までに海岸保全施設の延長 17 キロメートルのうち、約 11 キロメートル、約 63%の区間において、昭和南海地震津波に対応した整備が完了しております。

また、橘港大湊地区におきましては、災害時の救急救命活動や緊急物資の輸送など、海上輸送ルートの拠点となります耐震強化岸壁の整備を実施してきたところでございます。

今回、東南海・南海地震が同時に発生した場合、橘港付近におきましては海拔約6メートルの津波が来襲しまして、背後地では約五、六メートルの浸水が発生することも予測されております。

委員御提案の湾口防波堤につきましては、港湾前面部に位置し、港全体に流入する津波高を低減させ、浸水時間をおくらせることにより避難時間を長くするなどの効果があり、有効な津波対策の手法の1つであると考えられますが、整備には多大な費用と長期に及ぶ整備期間が必要といった課題もございまして、今後、橘港におけます防災・減災対策を総合的に検討していく中で研究を行ってまいりたいと考えております。

#### 嘉見委員

何年も前から一緒のことを繰り返して言っているわけですが、私が見ても本当にここは危険だなあと思います。今まで何回も何回も一緒のような答弁ばかりで、今の予算から見て、県がなかなかできないということは私もわかるわけです。しかしながら、この時期を逃して、国にやってもらうとかいうような話ができないのかなというような思いですが、いかがでしょうか。

#### 小谷野運輸総局長

ただいま、橘湾の津波対策としての湾口防波堤の可能性につきまして、御質問いただいたところでございます。

その効果につきましては、先ほど担当課長から御説明させていただきましたとおり、入り口で津波高を低減するというので、東日本大震災におきましても、東北地方で整備された湾口防波堤が津波高を低減する。あるいはピークが来る時間をおくらせるといった効果を発揮したところであり、そういった有効性が確認されたところでございます。

ただ、先ほど担当課長から申し上げましたとおり、非常に長い時間とたくさんの費用がかかるということが課題となっているところでございます。

どういう形で、できるだけ効率的かつ効果的に津波を防ぐかということにつきましては、さまざまなほかの地域での取り組み、また新しい工法なども考えられているところでございますので、また新しい動きの情報を踏まえ、もう少しより効果的に橋湾の津波対策をどう進めていけるのかということをより前向きに研究を進めさせていただければと思います。

#### 嘉見委員

国を動かすには今の時期しかないと思いますが、なんか今までとおりの答弁をしているように思います。今もし来たとき、関西電力に140万キロワット、簡単に言ったら大飯のが動いたのと一緒ぐらいの被害が徳島県で出るわけです。

そういった本当に大事という感覚が1つも無いんじゃないかと。私が今まで言ってきたのは、人命のためというようなこともあります。この機会を逃して、今から考えますという時期ではないと思いますが。

#### 小谷野運輸総局長

昨年の3.11を受けて、国のほうにおきましてもさまざまな防災関係の予算の重点化が図られている。あるいは新しい枠組みがつくられている。そういう状況もございますが、この橋湾において対応する上で、どういった予算が活用できるのかといったところは、国に対しても情報収集をこれからも進めていき、その動向を踏まえまして、委員御指摘の趣旨を早期に進められるように取り組んでまいりたいと思います。

#### 嘉見委員

小池部長の答弁は、何と言っていたのですか。

#### 笠井委員長

小休します。(13時43分)

#### 笠井委員長

再開します。(13時43分)

#### 嘉見委員

正直言って、またあれから後退しているような感じを受けるわけです。もうちょっとしたらするような感じを受け取ったもので、きょう聞いていたら、今の時期に後退したような答弁だというような思いで聞いていました。五、六年前か知りませんが、そのときと今の答弁を比べ、言っていることはどれぐらい一緒ですか。今の時期になって難しいのはわかる。今、電気がとまったら、日本の製造業すべてがとまります。そういった大事なところで、何か対策をとっているのかと聞いたらいつも一緒の答弁。

よろしく願いますということで、きょうはこれぐらいにしておきます。

黒川委員

空き家対策の話をももさせていただきたいと思いますが、昨年の6月議会で空き家対策の話を用意していたわけですが、空き家の問題に対しては、国と県と市町村それぞれの役割が違うと思います。空き家対策について、建築基準法で除却などをすることは、国の責任というように思っているのですが、国、県、市町村の役割はどの程度になってますか。

松田建築指導室長

建築基準法の中で、特に保安上危険な建築物については、特定行政庁。特定行政庁と申しますのは、建築基準法を所管する建築主事という建築確認申請を審査している者がおりますが、建築主事を置く県、市町村の長ということでございまして、徳島県の場合は、徳島県と徳島市が特定行政庁ということで役割を分担し、建築基準法の処置を行っておるわけです。ですから、徳島市内にある空き家につきましては、徳島市から指導いたします。

徳島市以外のところでございますが、先ほど申しました、特に保安上危険な建築物、住宅につきましては、私ども徳島県で指導を行っているという状況でございます。

黒川委員

市町村の責務など、その辺はどうなっているのですか。

松田建築指導室長

市町村というのは一番住民に近い行政機関でございますので、当然、そういった苦情、私どもに来る以上の情報は市町村さんのほうに行っているのではないかと考えられますが、建築基準法上、市町村については、特段役割がないということでございます。

黒川委員

そこで具体的に質問したいと思うのですが、県道山城東祖谷山線というのがあり、当然、県が管理している。その県道に空き家が倒れかかってきて、今にも通行が不能になるのではないかとというぐらいになっている箇所がある。これに対し、余りにもかかってきているため、倒れてくるやつをH鋼で受けとめるというのではありませんが、かかってきても道路へ落ち込まないように対策を講じていると思います。

これについては、徳島県と特定の徳島市という話がありましたが、県道が危ない、そして県道は県の管理である、徳島市を除いて、空き家対策の除却などの話は県が全部対応しなければいけないとなったとき、県道の管轄は県であって、県の道路をふさぐことによって大変なことになると想定されることに対し、土地、建物の所有者、土地は大丈夫ですが、建物の所有者がいるわけですから、これがだれの所有か、もしくはその所有が相続できているかどうかといったいろいろな問題がある。当然、そういったものを調べ、これを対応しなければ、県道が通行不能になったら困ると思うのですが、この辺について状況を認識していますか。

松田建築指導室長

県道沿いの老朽化した空き家について、御質問をいただきました。

申しわけございませんが、今委員からお話のあった具体的な場所について、空き家の状況については把握いたしておりません。

ただ、そうした空き家がある場合、市町村の協力をいただいて、例えばその空き家の所有者がだれであるかというのは市町村さんに教えていただく場合が非常に多くございます。

それをもって、それぞれの所有者が明らかであれば、私どもが指導を行っているという現状でございます。

黒川委員

県道山城東祖谷山線というのは祖谷街道であります。県外からたくさん車が入ってくる街道筋において、空き家になって相当古い建物があり、県道に倒れかけてる。だから、H鋼を立てて、早く言ったら抵抗しているという状況にある。これきのうやきょうに始まったわけではなく、相当年月はたっておりますし、この問題は景観どころではなく、危険きわまりない状況にあるので、ぜひ調べて対応してほしい。

道路は通行不能になったら困るし、そういうことに対しては建築基準法でいうと県と徳島市という話になりますので、まずは除却等々する責務があるところが対応しなければ、山の一軒家と違い、大街道でありますので、調べていただいて、また場所はここだと特定できますので、お願いしておきたいと思います。

寺井委員

私の不足の部分を2人が補足していただきまして、本当にありがとうございました。

私もあんまり漁港のほうという世界には行ってないので、嘉見先生がおっしゃったのはよくわかるし、今、黒川さんがおっしゃった県の幹道、非常に軸となる部分で、そういったこともあるのかなと思うわけでございまして、なおさらこの委員会として、意見書を国のほうに出すようお願いをして、私の質問を終わります。

笠井委員長

それでは、ただいま寺井委員を初め、各委員さんから空き家問題の解消に向けた総合的な対策を求める意見書につきまして、徳島県議会会議規則第14条第12項に基づき、国に対し、意見書を提出願いたいとの提案がございました。

本件についていかがいたしましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、皆さん異議がないようでありますので、お諮りいたします。

この際、県土整備委員長名で意見書案を議長あて提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

意見書の文案は、いかがいたしましょうか。



(「正副一任」と言う者あり)

正副一任ということですので、正副委員長に御一任願いたいと思います。

それでは、質疑を続行いたします。

#### 黒川委員

耐震の問題についてお尋ねしたいと思います。耐震診断を始めてからちょうど8年になります。平成16年に耐震診断が始まったのですが、私も始まった平成16年に耐震診断をして、たくさんの金がかかるということでちゅうちょしておりましたが、県が助かる命を助けるということで、耐震診断について、やりやすいような方法をまた考えるということで今進んでいます。8年間の耐震診断の数と耐震改修の数について、どんな状況になっているのか教えてください。

#### 長野県土整備部次長

今、委員のほうから耐震診断、改修に関する御質問をいただきましたが、そのお答えの前に、実は事前委員会で答弁させていただいた中、少し説明不足の部分がございましたので、その分の御説明をさせていただきますと思います。

事前委員会で、委員のほうから震度7の地震で住宅はどの程度壊れるのかという御質問がございました。それで新耐震基準の木造住宅で、全壊が15%程度という御説明をさせていただきましたけれども、少し用語のほうで誤解があってはいけないということがございます。

この全壊という言葉ですが、住宅の損壊程度を見るといったものでございまして、全壊という中には、住宅全部が倒壊しているもの、住宅の一部の階が全部倒壊しているといったものから始まりまして、住宅の外壁または柱の傾斜が20分の1で5度ですが、5度傾いたものなどを含め、全壊とさせていただきます。

耐震基準なんですけれども、旧の耐震基準で求められておりますのは、中規模、震度5程度ですが、中規模の地震動でほとんど損壊が生じるおそれがない。新基準と言われているものにつきましては、中規模程度の地震動でほとんど損壊が生じるおそれがなく、大規模、これは震度6強から7にいたる程度の地震動で、倒壊、崩壊を生じるおそれがないといったことでございますので、先ほどの全壊の定義の中で言いますと、住宅全部が倒壊、1つの階が全部倒壊している、今言ったもののおそれがないといったことでございますので、少し説明不足だった点、補足させていただきます。

#### 松田建築指導室長

ただいま、徳島県で実施をいたしております木造住宅の耐震化事業の実績について御質問をいただきました。

まず耐震診断でございますけれども、平成16年度から実施をいたしております、昨年度末までの耐震診断の実施戸数は1万212戸となっております。

それから耐震改修でございますけれども、耐震改修の実績は、本格的な耐震改修ということで、住宅全部を改修するものにつきましては、昨年度末までの状況で695戸となっております。

昨年の7月から、より住民の方々に耐震改修をやっていただきやすくするために、簡易改修というやり方の住まいの安全・安心なリフォーム支援事業を開始いたしておりますけれども、その事業につきましては、昨年度 66 戸の実績となっております。

黒川委員

8年間で1万 212 戸が耐震診断をして、本格的な耐震改修が 695 戸、簡易なのが 66 戸ということですが、私的に言えば、耐震診断をしたけれどもほとんど耐震改修が進んでないということですが、ことはそれに対してたくさん頑張るんだということで、予算上、耐震改修の診断と同時に改修計画はすごい目標が出ています。

松田建築指導室長

今年度の耐震改修の予定戸数でございますけれども、先ほど申し上げました本格的な改修、それから、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業による簡易改修、両方合わせまして 500 戸の予算を認めていただいております。

診断につきましては、2,500 戸となっております。失礼しました。

黒川委員

これ相当頑張らんかったら、過去の実績からすれば、この数字は達成できんという思いがする。

過去に8年間やってきて、695 戸しかできてないのに、今年度1年だけで 500 戸という目標は、すごいハードルが高い。

500 戸の中には、本格的な耐震改修と簡易なリフォーム作業が入っているといえども、500 戸という数字はただごとでない数字だなという思いをします。

助かる命を助けるをかけたなら、耐震診断をいかにしてやるかと同時に耐震改修にどう結びつけるかというところのリンケージ、これを知らない人が多いっちゃうかね。

簡易な耐震改修のほうは、耐震シェルターもこの中に入っていますか。

(「入ってます」と言う者あり)

そしたら耐震シェルターというのは、上から2トンの重圧が落ちてきても6畳間だけは大丈夫。横から来ても大丈夫ということを徳島大学やその関連で開発した。この耐震シェルターも非常に有効だと思うのですが、6畳しかだめということは、もっと具体的に言ったら、昔の古い家は6畳間でも合致しないのですか。

昔の古い家でも使えるように、自由自在にいけるような8畳間用の開発というのは、どの程度進んでいるのですか。

松田建築指導室長

ただいま、委員から現在実施しております耐震シェルターについて、現在、6畳間用の1種類しかないということで、使いづらいというお話をいただきました。

今議会において、補正予算といたしまして、安全・安心なリフォーム加速化事業という事業を計上させていただいております。その事業の中で何をするかと申しますと、先ほど委員からお話があったように、さまざま

な間取りで耐震改修をしていただけるように、例えば、建具を強化して耐震化を図る、本棚と耐震パネルを一体化し、壁に取りつけて耐震改修を行うといった工法について、予算が成立した後に着手してまいりたいというふうに考えております。

そういうふうに安全・安心リフォーム事業のメニューをふやしてまして、皆さんにお使いいただきやすいような制度に拡充してまいりたいと考えております。

耐震シェルターにつきましては、現在、6畳間1種類ということでございますけれども、やはり県民の方からそれ以外の大きさについても用意していただきたいというようなお話はいただいておりますので、それについても検討してまいりたいというふうに考えております。

黒川委員

私が質問したいのは、耐震シェルターをもっと6畳、8畳、旧間にも合致するようなやり方を開発してほしいということですが、それがなかなか簡単にはいかんだろうとは思いますが。もう少し突っ込んだ話をする、平成16年に耐震診断が始まって、今8年目ですが、耐震診断の始まったときと今では耐震診断の中身は変わっているという話を聞くのですが、本当ですか。

松田建築指導室長

耐震診断の基準について御質問をいただきました。

今、私どもが全国的に使用いたしております耐震診断の基準でございますが、日本建築防災協会という財団法人がおつくりになった耐震診断基準によりまして、全国的に診断が行われております。

この耐震診断の基準でございますが、そもそもは昭和60年に旧の診断法が開発されております。

その後、阪神・淡路大震災における木造住宅の被害状況などを受けて、その間の技術的蓄積なども踏まえ、建築基準法も途中で変わっておりますので、そういった基準法の改正にも対応するというようなことで新しい耐震診断法に変えられました。

私どもの事業として実施しております耐震診断支援事業につきまして、スタートした当初は旧耐震診断法によって皆様のお住まいを診断いたしておりましたが、平成21年度以降は新しい診断法で耐震診断を行っております。

黒川委員

具体的に言いますと、私が平成16年に行ったものの耐震診断は、今の平成21年度から始まったものとソフトが違うという話を聞いたんです。としたら、平成16年に耐震診断をおこなったものを今、耐震改修しようとしたら、平成21年度の新しいソフトでもう一回診断し直して、耐震改修を進めるということですか。

松田建築指導室長

耐震診断基準の取り扱いについて御質問いただきました。

確かに平成21年度以降、私どもの耐震診断基準は変わっておりますが、旧診断、新診断いずれも有効であるということで私ども考えておまして、以前、黒川委員のように平成16年に耐震診断を受けていただい

た方については、その診断の評点で 1.0 もしくは 0.7 を切っていれば、耐震改修の支援事業の助成を受けていただくことができます。

黒川委員

平成 16 年度に行った耐震診断をそのまま新しいソフトでもう一回入れかえなくてもやれるという意味でいいのですか。

(「さようございます」と言う者あり)

平成 16 年の古いもので行って、平成 21 年からソフトが変わりましたと。もう一回入れかえてやらなければいけないという話をちょっと聞きたいのですが。

松田建築指導室長

耐震診断法そのものは変更されておりますが、私どもとしては両方有効であるということございまして、旧耐震診断で、例えば 0.7 を切っていれば、私どもの補助を受けていただくことができます。

黒川委員

新しいソフトにもう一回打ち直さなければならないという話を現場の一級建築士の人が話をしていました。そのため、それだけ作業が多くなる。多くなったらお金を余分にいただけるという話にはなりません。

それは現場に対する指導が徹底していないということにもなるのですが、あなたが言うのが正しいのだったら、そういうように旧耐震でやった平成 16 年のものは、平成 21 年からのソフトにもう一回入れかえて出さないといけないということを考えていることになっというのですね。

松田建築指導室長

補助対象となるかならないかというのは、旧診断基準であっても新診断基準であっても私どもは区別なく、補助対象といたしております。

多分、そこらについては詳細ではございませんが、建築士さんがおっしゃった話というのは、補助を受けて工事をして、その後その建物がどの程度改善されたか。例えば、もともと評点が 0.5 だったものを耐震改修工事をしていただいて、1.2 になりました。要するに向上しましたということをはっきりする必要がありますのですが、工事完了後の評点を出すとき、もう旧の診断ソフトは使っておりませんので、これだけよくなりましたという数値を出す場合、新基準で計算をしていただくということになります。

多分、建築士さんもそういうことをおっしゃったのではないかと思います。

黒川委員

該当するかどうか、耐震診断に該当するには旧ソフトでも構わない。しかし、実際でき上がったものが 1.0 になった、1.2 になったかというのは、新しいソフトで判断するということですね。

それで、もっと言えば、家を建てる時、昔の木造建築の場合、基礎などは無筋の基礎になっていた。今、これは無筋は通らない。だから、鉄筋が入っていないと基礎はだめということになっている。これはいつからなったのですか。

松田建築指導室長

建築基準法の改正によりまして、木造住宅の布基礎と申しますが、今先生がおっしゃったように基礎につきまして、以前は無筋基礎でもよかったのですが、現在は鉄筋が入っていないと認められないというふうに法律が改正されております。

ただ、ちょっと申しわけございませんが、改正の時期については今すぐに把握しておりませんので、また後ほど御説明に上がりたいと思います。

黒川委員

後で教えてくれたら結構です。

次、県道の改良の話であります。県道大利辻線というのがあります。この県道大利辻線というのは、海野部長さんは行ったことがあるからよくわかると思いますが、この大利辻線の中で、六、七十年間、カーブの改良が全然進んでいないところがあります。

それは大利辻線と山城東祖谷山線がタッチしたところからちょうど 200 メートルぐらい行ったところで、そのカーブというのは内カーブ。

内カーブというのは、山へ入ったカーブで、R20 のカーブです。R20 というのは、中型バスが入らないということになります。山で内カーブになっていますので、中型バスが全然入れない。

そして、松尾川温泉に中型バスが入れるようにしてくれませんかということで、実は三好市議会で議論になりました。松尾川温泉については、今の大きさに比べて相当湯船が大きくなるための予算が三好市議会で通り、ことしの 11 月から改修工事に入ります。

それで、その路線バスも松尾川温泉まで入ってくれるようにならないかということで、改修は来年 2 月ぐらいまで続くと思うのですが、カーブ改良もしてくれないかという話があり、これを今県単で改良工事が進んでいます。

ところで、あの小さい金額の県単を積んでいって、相当改善されてよくなってきているのですが、そこだけがボトルネックになっています。

これについては、もっと専門的になるのかどうか知りませんが、このカーブの最初から終わり、BC、MC、EC とあるのですが、県単の改良工事でそのままカーブ改良をやりようとしたら、BC から MC までいったら、MC から EC の間はぱったりと改良がとまるという形なんですね。

この BC から EC までを一発で改良しようとしたら、今の県単予算の金額では、どないしてもできないということになるんですね。

それで、何でそういう話になるのかと聞いたら、当然、EC から MC までの間を行っていて、途中で道路が狭くなってきたら事故が起きると。EC のほうから改良してきたら、大丈夫じゃないかという話をするのですが、

そうしたらECも相手から入ってくるという意味では同じ。ECからMCまで改良したと。しかし、MCからBCまでのところができないという話になります。

そういった意味で、R20のカーブ改良にしっかり取り組んでほしいというのが私のすべてであります。

杉本道路整備課長

ただいま、県道大利辻線の改良工事についての御質問をいただきました。

県道大利辻線でございますけれども、にし阿波観光圏の観光資源の1つであります松尾川温泉へのアクセス道路として、にし阿波観光圏の観光振興に資するとともに、地域の方々の唯一の生活道路として重要な役割を担っている道路でございます。

当路線でございますが、山間の急峻な地形ということ、またカーブが近接しているといった地形的な理由によりまして、車の対向が困難な交通の隘路となる区間において、今回、質問を含めました部分も含め、1.5車線的な整備などの現道拡幅の改良に努めてまいったところでございます。

御質問の出合の交差点から約200メートルの箇所につきましては、中型バスを初めとしまして、松尾川温泉へ向かう車両が、できるだけ円滑に安全で通行できるように、平成22年度から待避所を含みます延長90メートルの整備に着手しているところでございます。

現在の整備状況でございますが、用地がすべて完了しております、工事はこれまでに終点側の18メートルの擁壁を終えているところでございます。

今年度は、起点側の待避所となる区間の擁壁工事を実施することとしております。今後、中型バスの通行の難所になっているこのカーブについて、鋭意整備に努めてまいりたいと考えております。

この区間が促進されますと、にし阿波観光圏の観光振興、また安全で安心な地域づくりに寄与することが大きく期待されますので、早期にこれらの効果が発現できるように努力してまいりたいと考えております。

黒川委員

御丁寧に説明いただきましたが、六、七十年も前の道路そのままのようで、とても難しいといいますが、お金が要ることが一番の問題であります、海野部長は多分、あそこを通っていて、ここだろうということ、を頭の中にイメージアップできたぐらいの状況のところでありまして、ぜひこの問題に対し、普通車を入れるのですが、中型バスが入れるようにしていただきたい。内カーブですから、70年も前にできた道路がそのままにあるというのは、先ほど言ったように、にし阿波観光圏の問題、松尾川温泉は中国地方の岡山のほうからも来ています。

愛媛県、高知県、兵庫県のほうからも来るぐらい泉質は最高でありますし、それと湯船がことしの11月から来年の2月ぐらいまでに大きくバージョンアップされるということも相まって、そういう市議会の地元の議論があるということを篤と押さえていただきまして、よろしく申し上げます。

岩丸委員

私のほうからも何点か質問させていただきます。

まずは小松島金磯地区の津波避難路ということで、6月15日の新聞紙上に掲載をされたわけですが、県と市が20年間放置ということで載っていたわけですが、ここに至ったこれまでの経緯、また現状を聞きたいと思います。

久保予防保全・利活用担当室長

県道徳島小松島線の旧道の管理に関して御質問いただきました。

御質問の道路につきましては、小松島市金磯町の延長160メートル、幅員が約4メートルの道路でございます。

これまでの経緯につきましては、大正9年4月に県道徳島小松島線として最初に認定され、その後、昭和8年から昭和19年ごろにかけて、県により延長約120メートル、幅員が12メートルの道路のつけかえを行ったことから当該道路はその時点で旧道となったものでございます。

その後、つけかえ道路の部分につきましては、昭和37年から1級国道55号として、さらに、昭和40年には一般国道55号といたしまして国に移管し、国の管理する道路となったものでございます。

平成8年には、現在の一般国道55号徳島南バイパスが供用したことによりまして、国管理の区域が県道徳島小松島線として再び県に移管されております。

バイパス整備後の旧道につきましては、市町村に移管するのが通常でありまして、小松島市とは昨年来から協議を重ねてまいりましたが、当該道路につきましては、戦前のバイパス整備から50年以上経過していること、その後の変遷の過程で県道の管理区域から除外され、また小松島市道としても位置づけられていなかったこと、このようなことから現在、県道か市道か明確になっていない状況に至ったものでございます。

岩丸委員

一たん国道になって、また県道になって、いろいろ複雑なことになっているみたいですが、地元の方としたらたちまち津波のときの貴重な重要な避難路というようなことでございますので、今後、どのように対応していくのか、方針なり対応などを聞きたい。

久保予防保全・利活用担当室長

今後、この道をどう解決するかという御質問でございますが、この道路につきましては、地域に密着した生活道路だけではなく、津波避難路にも利用されている道路でありますことから、今後、地域から要望のございます舗装や側溝などの整備ができますようにこれまでも協議を進めておりますが、移管について小松島市と協議をさらに進め、解決を図ってまいりたいと考えております。

岩丸委員

わかりました。

県、市、どちらが管理しているかというのは、なかなかわかりにくいところがあるかと思いますが、どちらにしても三連動地震ももう目前ということもございますので、地域の方々の安全・安心が第一の観点から早急に対応していただくようお願いをいたしておきます。

当然のことながら、バイパスができ、これまで使っていた県道は市町村道に移管するようになるだろうと思うのですが、そのときにある程度整備して渡すというようなことを聞いているのですが、この小松島金磯線みたいな道路がほかにもないかなということもしっかりとチェックをしていただいて、もしあるようでしたら早急に善処していただくように要望したいと思います。

続いて交通安全対策ということで、何点かお伺いしたいと思います。

黒川委員が本会議で質問していましたが、私も京都亀岡の事故や阿波市での事故、そしてまた高速道路でも大きな事故がありました。このところ、暴走して大きな事故を起こしているというようなこともあります。最近の暴走事故というのは、またちょっと意味合いが違うのかもわかりませんが、そういったことを受けて、交通事故の未然防止というような観点から質問したいと思います。

県警のほうにお聞きしましたところ、昨年の県内の交通事故が5,178件、死者が49人、けが人が6,420人ということだそうです。当然のことながら、その中では高齢者が事故に巻き込まれるということが大変に多いわけでありまして、心を痛めておるところでもございますし、大きな課題でもなかりうかなというふうに思うわけですが、きょうは特に子供たちの通学時の事故多発ということを受けて、通学路の安全対策ということに絞ってお伺いしたいと思います。

代表質問では、黒川委員の質問に対し、教育長が答えていましたので、きょうは道路管理者の県土整備部の対応ということで、お伺いをしたいと思います。

ちなみに、昨年度は登下校時の事故数が175件、県内であったそうです。それで169人の子供さんがけがをしているということでありまして、こしは5月末日までに68件あって、死者1人、けが人が78人出ているということで、昨年同期と比べたら、事故件数で15件、死傷者で18人ふえておるといようなことでございます。

こういったことを受けて、危険箇所はいろいろとタイアップしてやっているだろうと思いますが、この危険箇所の把握などについて、どのように実施されておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

杉本道路整備課長

ただいま、委員から通学路の危険箇所をどのように把握しているのかという御質問をいただいております。

まず、道路管理者といたしましては、平成8年から平成19年の12年間、道路管理者、交通管理者、教育委員会の3者が連携いたしまして、県内の小学校、中学校を対象に通学におけます交通安全総点検をやつてまいりました。

この中で、道路に関係する点検項目調査は、歩道があるかないか、ある場合は、その幅員がどうか、標識やガードレール、道路反射鏡などの設置状況、水路や側溝などへの転落の危険性、舗装の不陸などでございまして、対策の必要な箇所として963カ所を把握いたしまして、このうち8割に当たります785カ所の緊急的な対策を実施したところでございます。

先ほど委員の質問にもございましたように、本年4月以降、登下校中の児童などの列に自動車が突入するといった死傷者が多数発生する事故が相次ぎましたので、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急の合同点検の実施など、通学路におけます交通の安全を早期に確保する取り組みを行うこととなったところでございます。



具体的には、道路管理者と教育委員会、交通管理者の3者に加えまして、学校やPTAとも連携し、すべての公立小学校などを対象とした緊急合同点検の実施、それから緊急合同点検の結果に基づきまして、対策案の検討、それから対策案の検討に当たっては、地域住民と連携協力するというものでございまして、この緊急合同点検は8月末までに実施をする予定としております。

岩丸委員

特に、最近そういったことが多いということもあって、教育員会、また警察等々とも一緒に緊急点検も行われるということでございます。以前にされた中でも200カ所ぐらいの改良点でまだ残っているところもあるようございます。

今後、しっかりとぜひ早いうちに対応していただきたいなというふうに思うわけですが、こういった登下校時、特に改良点があるようなところで、ポイントとして歩道、標識、水路、側溝等々のお話でチェックをしたということでありましたが、歩道、自転車道などの整備状況について、どのようになっていますか。

杉本道路整備課長

ただいま、歩道と自転車道の整備状況はどうかという御質問をいただきました。

まず通学路の状況でございますが、平成19年2月に通学路調査を実施したところでございまして、国道、県道、市町村道の合計で通学路が約550キロメートルあり、このうち幅2メートル以上の歩道と自転車歩行者道の整備済みの区間が167キロメートル、これは率にして約3割になっております。

さらに歩道以外でも安全確保のための縁石、カラー舗装の整備済みの区間を加えますと、トータルで198キロメートル、これは率にして36%となっております。

このうち県管理道につきましては、通学路が約315キロメートルで、同じような幅2メートル以上の歩道の場合は97キロメートル、率で31%。それから先ほどと同じように、安全確保のための縁石やカラー舗装を加えますと113キロメートルで、約36%の状況となっております。

岩丸委員

今、御報告いただきましたが、なかなか歩道などの整備は非常に難しい点もいろいろあろうかと思いますが、まだ未整備なところが6割以上残っているというようなこともあります。できるだけ早期にやっていただきたいわけですが、私の地元といいますか、石井町の石井引田線について、特にJR石井駅の西側の踏切から名西高校と石井中学校が並んであるわけですが、その間の通学路、特に朝の登校時、汽車通の子供のほとんどは名西高校の生徒さんですが、その子がおりて高校へ向いて歩く、それから中学校へ向いての自転車通学の子が通る。その道路自体は、非常に通勤などにもよく使われ、車の通りも非常に多い道路でございまして、危ない思いをする箇所が多々あるわけなんですけれども、この道路が危険であるということ、事故発生などの危険性について、把握はしておられますでしょうか。

また、今後そこに対し、どのように対応をしようかと考えておられるんでしょうか、あわせてお願いします。

木具都市形成担当室長

ただいま委員のほうから御質問いただきました県道石井引田線につきましては、現在2車線で供用しているところでございますが、沿道沿いに中学校や高校、それに商店街などがございまして、朝夕の通勤、通学により、自転車、歩行者と自動車の交通量が非常に多い路線であるというふうに認識しております。

こうしたことから、早期の歩道整備などが必要であるということで、現状を申しますと、当路線と交差する徳島鴨島線から南に向かいまして、飯尾川にかかる南島橋までの歩道整備などの改良を終えまして、引き続き街路事業といたしまして、この南島橋から石井中学校までの間、約400メートルについて現在整備を進めているところでございます。

現在の進捗状況を申しますと、用地の買収面積で進捗は約55%ということがございまして、当面は用地買収を集中的に進め、用地が連続的に取得できた時点で、道路改良工事などを行いまして、部分供用による効果の早期発現を目指した整備を進めたいというふうに考えているところでございます。

お尋ねいただきましたJR石井駅から名西高校の間といいますのは、現在整備中の区間の南側に接続する区間ということになりますので、まずは現在行っている事業の早期完成を目指してまいりますとともに、ほかの街路や道路事業との事業調整を勘案しつつ、効果的な手法を含め、今後整備について検討してまいりますというふうに考えております。

#### 岩丸委員

学校から北のほうは大分していただいているようですが、本当に石井中学校、名西高校が並んでいまして、それからJRの踏切までというのは非常に危なくなっております。

歩道をつけていくのが一番いいのかなと思うのですが、先ほどもおっしゃったように商店街も密集していて、なかなか早期の完成は難しいと思いますけれども、どうぞ今後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

実施された調査で、いろんな危険箇所が浮かび上がってくると思いますが、特にその中で、信号機が必要な交差点もあろうかと思ひます。これは信号機をつける云々につきましては、公安委員会になろうかなあと思ひますけれども、またガードレールが必要な道路なども出てこようかと思ひますので、そういったところに対しても、素早い対応をお願ひしたいと思ひます。

そして、先ほど岸本委員からお話ございました道路の維持管理の予算について、非常に減ってきているというようなことでもあるのですが、私自身もよく感じるところであり、道路の舗装面の傷み、道路のどこぼこ、道路標示については、センターラインや路側線が消えかかっており、また速度表示もほとんど消えて見えないうようなところがたくさんございます。

先ほど言いましたように、予算的にも難しいなかかとは思ひますけれども、この明瞭に道路標示が示されるということは、ある程度スピードの抑制、道路事故、交通事故防止の一翼も担うのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ早急な対応をお願ひしたいと思ひます。

続いてですが、これまた事前委員会ですら少し御説明いただいたと思うのですが、開発審査会への付議基準の改正案が示されたことにつきまして、パブリックコメントの受け付けがたしかきょうまでだったかと思ひますので、この現状をお知らせいただきたいと思ひます。

#### 仁木都市計画課長

ただいま、委員から開発審査会への付議基準の改正において、現在実施しておりますパブリックコメントの状況について、御質問をちょうだいいたしました。

まず今回の開発審査会への付議基準の改正につきましてでございますが、去る2月議会の代表質問におきまして、防災減災対策及び産業育成の観点から市街化調整区域における開発規制の緩和を図るべきという御提案に対しまして、知事から答弁させていただきました2点の内容につきまして、早急に制度化するため、所要の改正を行うものでございます。

内容の1点目は、これまで特例的に許可対象としてきました医薬品、LED、リチウムイオン電池、製造業などの技術先端型業種に加えまして、新たにこれら製造業の関連産業、環境エネルギー関連産業、あるいは健康関連産業といったものにも許可対象を拡大すること。

それから2点目は、市街化調整区域内の既存建物の用途変更につきまして、同一用途のみ認めていたものを例えば店舗、倉庫、事務所などからも工場に変更できるようにすること、この2点が柱になっているものでございます。

これに伴いまして、開発審査会への付議基準、現在31項目ございますが、このうちの付議基準の14番と31番の2項目について、今回改正するべく5月31日から本日までパブリックコメントを実施しているところでございます。

受け付けの状況ということで、御質問をちょうだいいたしました。最終日ということでございますが、現時点で3名の方から貴重な御意見をちょうだいしているところでございます。

御意見の中身といたしましては、この2項目についての直接的な御意見はもちろんちょうだいいたしておりますけれども、そのほかにも防災減災対策の視点から規制緩和の対象となるような業種等につきまして、今回お示した内容を超えまして、対象範囲の拡大といったことで多くの御意見、御要望をいただいているところでございます。

パブリックコメントを締め切りました後で、御意見の要約と御意見に対する県の考え方というのを整理いたしまして、公表してまいりたいと考えておりますので、詳細につきましては今しばらくお時間をちょうだいしたいと考えております。

#### 岩丸委員

3名の方からコメントを寄せいただいているということでございます。多分その3名の方は、よっぽど自分の思いというか、勉強もしっかりされて、その思いをコメントとして寄せいただいているのではなかろうかというふうに思います。

もう少し広げたらどうなるかというようなことも重要な観点として、ぜひ今後検討していただけたらというふうに思います。

どちらにしても、都市政策の見直しや経済活動の活性化で、しっかりした郷土をつくっていこうということもございまして、今後とも地震対策ももちろんですが、経済雇用対策も含め、土地の有効活用をしっかりと図っていただけるようお願いしたいと思います。

それでは最後になりますが、先日6月19日に台風4号が徳島県をかすめていったということでございまして、その中で、飯尾川にかかる石井町浦庄の桧瀬橋が崩落するという災害が起こりましたけれども、これは

飯尾川にかかる町道の橋かなあというふうな気はするんですけども、この橋の崩落について、現状やどのように対応しているのかという点を少しお伺いしたいと思います。

重本河川振興課長

今、飯尾川にかかる石井町浦庄にある桧瀬橋、委員御指摘のとおり、これは町の橋でございます。この桧瀬橋につきましては、橋台、橋脚、橋げたとも石できている橋で、その橋面部につきましては、コンクリートで補強した橋梁でございます。

地域の生活道として利用されている橋梁であります。今回、台風4号の増水により被害を受けたところであり、管理者である石井町より被害報告がなされている状況でございます。この桧瀬橋につきましては、本来、管理者である石井町のほうが復旧すべきところでございますが、この橋梁につきましては、ただいま県が行っております飯尾川の河川改修の事業区間であり、ちょうど桧瀬橋から約250メートルぐらい下流まで、ある程度改良が進んでいるところであります。ということで、いずれ河道の拡幅に伴いまして、かけかえを予定する橋でございますから、現在、今後の対応について石井町と協議を行っているところでございます。

今後、仮橋につきましても地元石井町と連携し、一日も早い復旧を図れるように取り組むとともに完成形の橋梁についても早期完成に向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岩丸委員

仮橋は、大体いつごろというのはわかりませんか。

重本河川振興課長

まだ、町と協議している状況でございます。できるだけ早い時期にかけるように協議を進めたいと思っております。

岩丸委員

その橋は、本当に地域の生活道として重要な橋であるということも認識をしていただいているようでございますし、また子供たちの登下校にも利用しているということでございますので、まずは仮橋について町と協議をしなければならないということでございますが、協議をしていただいて、一日も早い復旧をお願いしたいと思います。

笠井委員長

議事の都合により、小休いたします。(14時43分)

笠井委員長

再開いたします。(14時58分)

長尾委員

それでは、質問を何点かさせてもらいます。

まず、3.11 の教訓から港湾区域、または河川区域といったところにある船というものが凶器になり得るといようなことを考えると、そういった船の管理というものをしっかりとしないといけない。これは大きな問題だという中で、今県が不法係留に対して調査をしたり、また不法係留の船に対して勧告と言うのでしょうか、何日までに取り除きなさいというような作業をされていらっしゃるわけですが、まず初めに県内の港湾、河川に一体どれだけの不法係留をされておるのか、その実態を教えていただきたいと思います。

志摩港湾空港課長

放置艇の現状でございますが、平成 22 年度に国が実施しましたプレジャーボート全国実態調査の結果によりますと、徳島県内の港湾、河川、漁港の3水域におきまして、4,075 隻のプレジャーボートがございます。そのうち 89%に当たる 3,630 隻が、水域管理者の許可を得ることなく護岸や河川などに係留されております。

港湾の管理区域内では 1,882 隻、また県管理河川では 699 隻の放置艇となっている現状でございます。

長尾委員

今の御報告では、何と 3,630 隻もの不法係留があるということでございます。これに対し、県の港湾並びに河川、漁港というのがありますが、その中で、不法係留をしている持ち主、また持ち主がわからない人もいるかもしれません、今後どのような指導を行い、対応していくのか、お聞きしたいと思います。

志摩港湾空港課長

放置艇に対する指導といたしましては、管理担当職員や監視員により日常的な監視と撤去指導を行っているところでございます。また漂流する可能性がある放置艇につきましては、管理者みずから県有地内への移動をさせる場合もございます。

放置艇対策の具体的な取り組みといたしましては、昭和 51 年からプレジャーボートの暫定的な係留を認めているケンチョピアにおきまして、係留保管の適正化に向けたモデルとすべく、本年5月1日から小型船舶用泊地として指定いたしまして、船舶だけでなく、浮き桟橋も許可制にしたところでございます。

また、周辺の水域を放置等禁止区域に指定しまして、放置艇に対する規制も強化いたしております。

指導状況につきましては、管理担当職員、また監視員による日常的な監視と、許可申請指導を行いますとともに、警告書の取りつけ文書による指導を実施しているところでございます。

しかし、それでも指導に応じない船舶につきましては、撤去についての警告書を取りつけるとともに撤去指導通知を送付することといたしております。

また、高潮、洪水時に流失する可能性が高い所有者不明船におきましては、継続して所有者調査を進めまして、判明しない場合は簡易代執行による撤去も視野に進めることといたしております。

所有者判明船については、粘り強く指導を行います、最終的には過料処分など、行政処分を検討することもやむを得ないと思っております。

長尾委員

今、撤去に向けて警告書や指導をすると。場合によっては代執行もあり得るという話だけれども、過去に行政指導をして、警告書を貼りつけるなどを行ったが、言うこと聞かない。そういったことに対して、過去に代執行や何らかの罰則というのをやったことはあるのですか。

志摩港湾空港課長

港湾区域におけます放置艇については、徳島県港湾施設管理条例に5万円以下の過料に処する罰則規定がございます。ただし、これまで放置艇に対する罰則の適用を与えた事例はございません。

なお、簡易代執行につきましては、平成22年度に鳴門市の撫養港において、県内で初めて実施し、沈没船3隻を含みます棧橋や杭など、24件の不法占有物件を撤去してございます。

長尾委員

今の御報告では、罰則5万円以下もやったことがないというような話。結局、これはまじめにやってない人をほったらかしにしているということだから、行政としては責任をちゃんと取ってないと言われても仕方ないと思います。

これまでは許されたとして、この3.11後には罰則をきちっとしていただきたい。今で言うと、3,630隻という大変な数ですが、それに対してきちっとやると。まじめな人はちゃんとやっているわけですから、そういうふまじめな人に対し、県として、県民に不公平感を感じさせないように厳正な処置をして、罰則をやってもらいたいと思いますが、その決意はどうでしょうか。

志摩港湾空港課長

放置艇に対し、罰則を適用してはどうかということでございますが、罰則といたしましては、条例で規定されております過料でございます。港湾施設の使用に対し、条例で定めたルールを守らせ、条例制定の趣旨の実現を図ろうとすることになっており、刑罰とは異なった性質を持ってございます。

このため、過料を課す場合、相手方に対し、事前の告知や弁明の機会を与えるなどの手続を経ることとなっております。ここで相手方が理解を示し、条例に定める適切な手続などに従えば、過料を課すことはございません。

放置艇につきましては、県内において係留場所が十分に確保されていないといった実情もございますので、まずは条例の趣旨を十分周知し、港湾施設の適正な使用について、使用者の理解を得るべく、警告や指導を継続しているところでございます。

長尾委員

警告指導は今までもやってきているし、これからも当然やるんだけど、それだけではなめられてしまうということで、条例にあるのであればきちっと過料を課してやってもらいたいと思います。

今の話で、港湾のところは条例があるということですが、河川のほうはどうですか。

重本河川振興課長

河川におきましては、河川法 102 条によって罰則規定がございます。

罰則規定といたしまして、1年間以下の懲役または 50 万円以下の罰金という罰則規定がございます。

長尾委員

今言った罰則規定があって、河川で過去にそういうことをやったことはあるのかどうか。

重本河川振興課長

今までに適用した事例はございません。

長尾委員

これも同じように、まじめにやっている人とやってない人とで大きな差があるわけで、ここもやはり 3.11 後の県の姿勢が変わったと言われるように厳正にやるべきだと思います。

そうしないから、ケンチョピアにおける使用料の設定というものが出てくるわけであって、浄化槽でもそうですが、まじめにやっている人とそうじゃない人の不公平感というのは、やっぱり県や市町村、国もそうだけど、行政がきちとしないとしがつかないという意味からすれば、河川も港湾も若干中身が違いますけれども、そういう条例で決まっている限りは、私はきちと厳正に対応してもらいと思うわけでございます。

非常に対応が甘いと言わざるを得ないと思います。河川と港湾の責任者はどなたになるのでしょうか。もう一度、県の姿勢を明確に言っていただきたい。

榊県土整備部副部長

放置艇対策につきましては、全国的に大きな課題となっております。平成 22 年の全国調査の際、全国で約 20 万艇の放置艇があることが確認されております。

現在、各県におきましてもいろいろな保管場所の確保などを行っておりますが、現実的にその放置艇を係留するだけの場所がなかなかないという状況でございます。

そうした中におきまして、やはり適正な管理を行っていくため、まず今回ケンチョピアでも実施させていただいておりますように、まず放置艇禁止区域をきっちり禁止するとともに、やはりその受け皿というものをあわせて実施する必要があるというふうに認識しております。そのため、このたびのケンチョピアの暫定係留区域としての停泊地という格好で定めさせていただいたところであります。

これも本県におきましては、初めてモデル的に実施するものであるということで、県民の皆様、利用者の皆様の十分な理解をいただきながら円滑な形で方向でやっていきたいと思っております。

そうしたことから、ケンチョピア以外の場所におきましても今後そういった取り組みを拡大していく必要があると思っておりますので、そのほかのところにおきましても、今、性急に罰則規定を適用するのではなく、やはり今回のケンチョピアのところをしっかりと押さえ、今後県民の理解を得ながらきちとした放置艇対策を推進していきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

長尾委員

確かに、受け皿がないということもあろうかと思いますが、自動車と船とを比べれば、自動車は購入するときには当然、車庫証明をつけなくてはならないし、廃車するときにもやはりきちんとした対応というのが求められているわけであって、それに対し、船のほうは余りにもそのあたりが甘いと言わざるを得ないわけでありまして、そういう意味からすると、まずはこのケンチョピアで1つのモデルケースをつくるということは結構なことでありまして、さらにほかの区域にも広げていく、あわせて国に対し、もっと船に対する何か管理上の工夫ができないのかといった提言をぜひしていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

榊県土整備部副部長

放置艇問題に当たりまして、実は平成13年に小型船舶登録法というものが制定されております。これの目的といいますのは、放置艇の適正な保管場所への誘導や不法投棄の未然防止を目的としたものでございます。

しかしながら、この小型船舶登録法の登録保管場所につきまして、委員のほうからお話がありましたように車庫証明のような厳密な形のもので規定されておられません。どこに停泊するかという船籍港、小型船舶を通常保管する場所の市町村までの明記となっております。そうしたことが、このたびの放置艇対策がなかなか進まない原因であろうと考えております。

そうした中、国のほうにおきましてもいろいろな検討会が実施されておまして、船舶の保管の義務化についても現在、検討が進められているところでございますので、その推移を見ながら放置艇対策を進める上の大きな方策であると考えておりますので、県としましても国に対し、意見を申し上げていきたいというふうに考えております。

長尾委員

ぜひそうしていただきたいと思います。

次、きょう委員の皆さん方からも随分と土木の予算が厳しいというようなお話が続いているわけですが、これまた県内の建設業界が厳しい状況であることは、もう既に御承知のとおりでございます。

私も竹内先生も平成3年に議会に来たわけでありませうけれども、私も予算がどの程度変化してきたのか知るため、議員の手帳のところに毎年の当初予算の分があるので、きょうはそれを見てまいりました。すると、平成2年度の当初予算の土木費は933億円ありました。

それで、どのときが一番多かったのかというのはちょっとわからないのですが、平成9年のところを見たら、1,163億円になっている。そして、平成23年度が379億円。

平成2年度の933億円と比べ、379億円というのは4割ぐらいに減っているし、平成9年の1,163億円から比べたら、もう32%となっています。土木の予算が大変減っている。

同じく、公共事業の多い農林水産を挙げてみると、平成2年のときは526億円だったものが、今や278億円。半分ぐらいになっているという21年間の変化というものがあり、最近のこの5年間を見ると、平成19年は何と280億円、何でこれ280億円だったのだらうと思うのですが、平成20年度が519億円、平成21年度が459



億円、平成 22 年度が 419 億円、平成 23 年度が 379 億円ということで、年々減ってきている。こういう中、本当の明るさなんていうのは見えないなと。

そこで、国においては今回の3党合意で、消費税増税というものが衆議院を通過しました。この3党合意の中で、やはり景気対策として、自民党さんの場合は強靱国家と言われているし、私どもは防災・減災ニューディール政策とあって、自民党と公明党の主張が今回、景気対策として入ることになりました。

9月の補正予算などにも防災、減災の公共工事の集中的な公共投資というものが含まれるということでありますけれども、先ほど来、橘湾の湾口防波堤など、市町村長さんのいろいろな御要望の中で本当にやらなければならないことがいっぱいある。

私はこの予算を見ていると、平成2年度の当初予算の歳入合計が 4,108 億円。今は 4,558 億円、400 億ぐらいふえただけでそんなに大きな変化はないが、土木、農林の予算は大きく減っている。

一体どこがふえたんだということになるわけだけれども、公債費は平成2年度が 345 億円、平成9年度が 581 億円、平成 23 年度が 897 億円とふえてきているわけで、この辺も考慮しないといけないところではありますが、少なくとも県内の建設業界、いざ何かあったとき、本当に現場で対応できるのかということを考えると、徳島県は比較的、国や他県と比べれば、いろんなことにかなり取り組んでいるのは承知しているわけですが、こののような雰囲気ままでいくのですか。

私は 22 年目ですが、何となく一番景気がよかったなと思うのは、三木副委員長のお父さんである三木知事のとて、たしか架橋新時代、3,000 日の徳島戦略でしたかね。それに向かって、いろんな社会基盤のインフラ整備、高速道路というのもありましたが、ある意味希望と言うのでしょうか、勢いと言うのでしょうか、多分、そのときの土木予算と今の土木予算とでは、かなり差があったのではないのでしょうか。

それに比べ、金がない、仕事も余りない、申しわけないが暇なのかと言いたくなる部分もあるのですが、だから最近技術者もいろんな交流をしているわけですが、そういう中、今から言うのはちょっと早いかもしれませんが、さっきも言った9月の補正予算や来年度の本予算の土木費というのは、平成 23 年度の 379 億円と同じ水準を目指すのか、引き続き下げるのか、それとも上げるのか。

国が景気対策として、防災、減災に集中的な投資をすると決めたとありますが、本県は、その国の動きに則してどうするのか、来年の見通しみたいなのを教えてもらいたい。

#### 中村県土整備政策課長

ただいまの委員の御質問でございますけれども、確かに国のほうにおきまして、全体的な予算ですけれども、平成2年度から経済対策ということで、公共投資に重点投資が行われまして、平成 10 年度には当初予算と補正予算を合わせまして、過去最高の公共事業関係の予算が 14.9 兆円、その後、社会資本整備のあり方について、改革の議論なりがされておまして、例えば、必要性の低い公共事業の見直しなどが進められております。

そういったことで、公共事業の効率性、重点化が図られてきた結果、国の公共事業関係予算におきましては、平成 14 年度以降、継続的に減少しているような状況にはございます。

それで、県におきましても、国の減少とともに県土整備部の予算、公共関係予算が減少してきたことも一因かと思っております。

それで今委員からお話をいただきましたように、歴史的な経済危機、また東日本大震災など、非常に厳しい社会経済情勢の中、公共事業につきましては、県民の命を守る防災、減災への事業でございますし、本県の経済、雇用対策につながる事業でございます。非常に重要な役割を担っておると認識しております。

このようなことから、県土整備部といたしましてはできることから速やかに実施するために、昨年度におきましては、11月、2月に補正予算を編成をさせていただいております。緊急的な地震津波対策の前倒しを初めといたしまして、安全・安心対策、それから経済雇用対策といった2本柱で、切れ目のないスピード感を持って対策に取り組んできたところでございます。

本年度の当初予算でございますけれども、国の公共予算の事業が伸び率102.4%でございますが、本県では106.7%ということで、上回る予算を確保したところでございます。

今後とも切迫する三連動地震など、自然災害に備える真に必要な社会資本整備が着実に推進できますように今年度当初予算同様、公共事業予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

長尾委員

要は、今の最後の言葉では、来年度はことしの予算と同様の予算を確保したい、つまり同じ予算規模を土木として求めていくという意味ですか。

今のだと、同様に何とか求めていきたい。それとも下がるの。上へ上がることはないの。

中村県土整備政策課長

ただいま委員のほうから御質問ございました。

我々としては、やはり公共事業予算の確保に積極的に努める必要があると考えておりますので、関係部局との今後の調整などになると思っておりますけれども、本年度、平成24年度当初予算の伸び以上を目指しまして、頑張っております。

長尾委員

まだ伸びだけでは納得しない。金額の面でふやすのかふやさないのか、はっきり言って。

中村県土整備政策課長

金額の面におきましても、今年度以上を確保できますように頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

長尾委員

本当にこれはずっと減ってきて、この間、徳島県政も三木知事の時代、圓藤知事の時代、大田知事の時代、今の飯泉知事の時代といろんな変化があって、その中で公共事業に対する見方、取り組みが変わった。世間では、ゼネコンの談合問題などでゼネコンが悪みたいと言われて時代もあり、または無駄遣いと言われて、コンクリートから人へと言われた。

そういう中で3.11があって、今、知事も三連動を迎え撃つ、攻めの姿勢とおっしゃってるわけだから、3,000日の徳島戦略というのがありました、例えば徳島防災・減災戦略とネーミングでもつけていただきたい。徳島県地域防災計画では、全然迫力も何もない。

県として、もうちょっと県内の公共事業、景気対策につながる夢のあるような大きな予算、土木関係の取り組みをお願いしたい。責任者である部長、ちょっとその辺の思いを聞かしていただきたい。

近藤県土整備部副部長

委員から御提言がございましたように、公共事業への集中投資をいたしまして、防災・減災対策とあわせて経済雇用対策を図っていくということは、大変重要な視点であると認識をいたしております。

このため、本県の本年度の当初予算におきまして、県土整備部の公共事業は対前年度比106.7%ということで、前年度を大幅に上回る予算を確保したところでございます。

このような公共事業への重点的な投資は、現下の厳しい社会経済情勢の中、大変重要であると考えてございます。こういった観点からも県土整備部といたしましては、今後とも社会資本の着実な整備に向け、必要な予算が確保できますよう努力してまいりたいと考えております。

長尾委員

やはり国の大きな方向性といったことも敏感にわかる海野県土整備部長、できましたらあわせて聞かせていただけたらありがたい。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

東日本大震災を受けまして、大変状況は変わっているのではないかと認識しております。本県におきましては、三連動地震の対策が待ったなしということでございますので、3.11後は、やはり防災・減災対策をこれまで以上にピッチを上げてやらなければならないということと、もう一つは経済雇用体制も雇用の面におきましてもなかなか見通しが立たないような状況で、根幹的な社会資本整備を含め、きっちりと位置づけをし、そのための予算をしっかりと取っていくということではないかというふうに思っております。

そういった意味からしますと、これまでの予算に甘んじることなく、加速できるような予算にしていくということで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

長尾委員

ぜひ、部長の決意を期待しておりますので、来年度予算を楽しみにしております。この9月の補正も含め、まだ議会は9月、11月、2月とありますから、しっかりと見ていきたいと思っております。

それから、開発審査会への付議基準の改正案ということで、これについて3件、パブリックコメントがあったというような話であります。

そこでお聞きをするのですが、今回、県が出しているのは、付議事項14号という指定市町における工場、研究所の建築物にかかわる開発行為、付議事項31号相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途を変更について、用途変更相互間の枠組みを拡大という2つの改正案のポイントがあるの

ですが、先ほどの景気対策といったことを考えた場合、この土地の規制の緩和というのは大変大きな土地の有効利用につながるわけでありまして、先ほどの報告の中には、この 14 号と 31 号だけではなく、ほかの項目についても意見があったということですが、当然これは 14 号、31 号にだけに限って改正するのではなく、それ以外の提言もちゃんと参考にして、変えると理解してよろしいでしょうか。

仁木都市計画課長

ただいま、長尾委員のほうから今回のパブリックコメントの付議基準以外の項目などについての対応ということで御質問いただきました。

先ほど委員のほうからもございましたように、今回の改正を予定している付議基準につきましては、2月議会の代表質問に知事からお答えさせていただきました内容をまず速やかに具体化するため、手続を踏んでいるところでございまして、業種なども今回絞らせていただいて、パブリックコメントをさせていただいております。

背景といたしまして、国におきましては地震津波対策ということで、昨年 12 月に津波防災地域づくり法というのが制定されておりまして、その中で津波災害警戒区域、イエローゾーンや津波災害特別警戒区域、オレンジゾーンというようなことを知事が指定するという項目がございます。

それからオレンジゾーンということで指定されますと、一定の施設につきましては構造上の規制なども盛り込まれているところでございますが、それを受けまして、県のほうでも現在、徳島県震災対策条例ということで、仮称でございますが検討を進めているところでございます。

都市計画課もその条例の規制策とセットで、所管する都市計画法の中で調整区域における施設移転先の規制緩和策について検討を進めているところでございます。

当然、この2項目以外につきましても進めているところでございますので、またそういう条例化のときにその項目をお出しさせていただきます。

また、今回御熱心にパブリックコメントを出していただいた方も再度パブリックコメントを実施させていただきますので、またそのときにも御意見ちょうだいできるものと考えております。そういう対応をさせていただきたいと思います。

長尾委員

ぜひこの2項目だけではなく、その投稿した方は大変徳島県のことを思ってくださいたんだと思いますし、ぜひそういう分野も入れていただきたい。そういう中で、特にこの 14 番のところでは工場や研究所のみならず、経営を統括する本社本店または支店支社の役割、機能も大事だということでもありますので、そういったところも今後配慮してもらいたい、入れてほしいということもありますし、私からもそういった点を指摘させていただきますと思います。

また、災害時に命を守る身近な緊急避難施設は、公共施設としても早急な確保が求められるわけでありまして、NPO法人や民間企業が参画できるような支援も必要だというふうに思います。

また、加えて観光等の問題もありますし、阿波おどり空港、高速道路と松茂インター周辺、また県道徳島鳴門線 39 号線の新アクセス道路というものが今回かなり行われる中で、景気浮揚のいろんな可能性があるわ

けで、そういった幅広い、もっと思い切った緩和をして、景気対策につなげていくことが大事だという面で、パブリックコメントも参考にし、私は早くよい内容の震災対策条例をつくってもらいたい。このように要請しておきたいと思います。

最後に、私は平成3年に県議になったとき、一番最初の質問の中の1項目に私が住んでいる矢三駅の新設ということを提案をさせていただきました。

もちろん、それまでにそういう運動もあったわけですが、その質問をした後、県は検討すると、いつもの言い方ではありますが、それ以来、20年間検討したのかどうか知りませんが、最近、商工会議所から矢三駅の要望が上がってきた。また、徳島市議会でもそれが議論にもなっている。当時はまだ田宮街道も完成していなかったの、従来の田宮街道でしたが、今は本当に4車線歩道付きの大きな道路となり、周辺にいろんな施設がついてきている。さらには、県立高校がほとんどあの周辺に固まっているわけであり、今、佐古駅から自転車や徒歩で通学をしておられる。

そんなことを考えますと、やはり矢三駅の設置というのは、今後の環境問題、さまざまな面を考慮しても必要ではないかと思うわけでありますが、最近、市は検討すると答弁していて、県としては20年間検討してきていると思うのですが、今後、徳島市、JR、さらに地元商工会議所といったところと協議の場を1回持つべきではないかと思うのですが、そういう協議の場についてのお考えをお聞きしたいと思います。

#### 秋川交通戦略課長

矢三駅、徳島科学技術高校、それから城北高校に隣接するJR高徳線の矢三地区における新駅のお話かと思えます。

この駅につきましては、地元の要望に基づく新たな駅の設置ということで、請願駅という位置づけになります。このため、JR四国に確認いたしましたところ、請願駅につきましては地元による全額負担ということが基本ということでございます。

このため、徳島市とか地元住民の皆様方、関係者の皆様方による新駅の活用策を初めとした地域のまちづくりということは、どうしても検討していくことが必要でございますし、あわせて気運の盛り上がり醸成も重要かと考えております。

今、委員がおっしゃいましたとおり、徳島市におきましても請願駅としての財政的な問題、それから高架であるということによる構造的な問題といろいろ課題はありますが、経済効果も含め、設置の可能性について研究してまいりたいとお話もございました。

県といたしましても、そうした徳島市を初めとする関係者の皆様方の御意見、研究内容について十分注視するとともに、お話は伺ってまいりたいと考えております。

#### 長尾委員

ぜひ、伺うということでもありますから、今後、地元の熱意が大事でしょうし、徳島市というのが大事と思っており、阿南駅で過去に駅をつくったが、JRに払うのか阿南市に払うのかみたいなトラブルがあったというようなことも聞いております。今みたいに明確に全額負担と言っておけば、はっきり腹を決めるでしょうが、さりと

て県立高校や県立施設が多く、利用する人が多いわけでありますから、やはりその辺はもう少し検討の必要があるんじゃないかと思えます。

いずれにしても、今後、私もさらにこの問題については引き続き質問していきたいと思っておりますが、ぜひ県として、意識を持って研究していただきたいとこのように思っております。

笠井委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関連の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関連の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 20 号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表をごらんください。

初めに、請願第2号「徳島県南部健康運動公園について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

徳島県南部健康運動公園につきましては、これまで野球場、多目的広場、テニスコート4面等の施設を順次供用し、現在は平成 25 年の全日本レディースソフトテニス大会の開催に向け、残るテニスコート4面について、平成 24 年中の完成供用を目標に整備を進めております。

陸上競技場の整備につきましては、その整備手法について十分検討するとともに、地元阿南市やスポーツ関係団体の御意見をお聞きし、取り組んでまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがでしたでしょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれましてので、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号「富岡港内及び航路筋浚渫について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

富岡港内及び航路筋しゅんせつにつきましては、港湾管理者として、岸壁や物揚げ場等、港湾施設が安全・安心に利用できるよう、航路等における水深が適正に確保されていることが重要であると認識しております。これまでも県管理の港湾につきましては、それぞれ現地の状況を十分把握した上で、計画的なしゅんせつ工事を行ってきたところでございます。

富岡港につきましては、現地測量結果について取りまとめは完了しましたので、それに基づき、適切に処理してまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

嘉見委員

今、適切に処理いたしますというようなお話でありますので、採択をお願いします。

笠井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

本件は採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に請願第21号「県管理河川「岡川」の改良改修工事について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

県管理河川岡川の改良改修工事についてでございますが、昭和46年度から阿南市道文化橋から上流約3.4キロメートル間の河川改修に着手しております。清水橋上流から県道羽ノ浦福井線西方橋の間につきましては、本格的な改修工事に着手するまでの対応として、現地の状況を十分把握した上で、治水上支障となっている場合には、伐木やしゅんせつ等の対応を行ってきたところでございます。

岡川は、河川改修延長が長いことから早期に改修効果を発揮させるため、文化橋から国道55号、清水橋までの約1キロメートル区間を重点区間として、集中的に整備を進めているところでございます。清水橋上流部の、改良改修工事につきましては、下流部の整備に引き続き、多自然川づくりを基本として整備を進めることとしております。

今後とも地元関係者の御協力を得て、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

次に請願第23号「卯辰トンネル(仮称)建設の早期実現について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

卯辰トンネル建設の早期実現についてでございますが、主要地方道徳島北灘線、大麻町桧から北灘町折野間につきましては、北灘町折野で改良事業を進めており、今後とも早期完成を目指し、整備促進に努めてまいります。

また、卯辰トンネルにつきましては、残る未改良区間の整備状況や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。



(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願第 25 号「ケンチョピアにおける使用料の設定及び許可申請手続きについて」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

ケンチョピアにおける使用料の設定及び許可申請手続きについてでございますが、ケンチョピアは昭和 51 年から小型船舶の暫定的な係留を許可してきたところでございます。東日本大震災において、これらが津波漂流物となり、河口周辺集落や橋梁などへの被害を拡大させたこともあったことから放置艇対策や係留方法の改善など、秩序ある公共水域の維持管理が重要との認識のもと、平成 24 年 2 月県議会において小型船舶用、泊地使用料を定めた徳島県港湾施設管理条例の一部改正をお願いし、議決をいただくとともに港湾法に基づく放置等禁止区域の指定の対策を講じたところでございます。

平成 24 年 3 月 21 日付通知は、条例改正に伴う使用料算定方法を初め、放置等禁止区域や係留許可区域及び許可申請手続などの説明会開催を案内したものでございます。

ケンチョピア利用者に対しましては、条例改正前からケンチョピア津波対策検討委員会での議論、利用者全員を対象とした意見交換会を開催しているとともに現在においてもヨットクラブやマリナー、クルージングクラブ関係者への説明を初め、個別の問い合わせにも対応しており、今後においても適正な利用のあり方について意見交換を続けてまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

岩丸委員

ただいま部長のほうから御説明がありましたとおり、小型船舶使用料等につきましては港湾施設管理条例の一部改正として、去る 2 月県議会で既に可決し、5 月 1 日から施行されているものであります。

ケンチョピアにおける使用料の設定及び小型船舶の係留にかかる許可申請手続等は、本県港湾施設の秩序ある維持管理に不可欠なものであり、適正なものと考えております。

したがって、①の使用料の設定及び許可申請手続等に関する通知を取り消せということについては、不採択が適当と考えます。

なお、②の利用者との協議会開催につきましては、今お話がありましたとおり、適正な利用のあり方について意見交換を続けるということでありましたので、今後の県と利用者との話し合いの推移を尊重していくこととして、継続が適切と考えます。

笠井委員長

それでは、御意見をいただきましたので、採決に入ります。

まず、請願第 25 号のうち、①徳島県東部県土整備局港湾管理担当発信平成 24 年 3 月 21 日付ケンチョピア(徳島小松島港万代地区・中洲地区)における使用料の設定及び許可申請手続き等に関する通知を取り消すことについては、不採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって本件は、不採択すべきものと決定をいたしました。

次に請願第 25 号のうち、②ケンチョピアにおける使用規則制定に向けた徳島県当局と利用者との協議会開催をはたらきかけることについては、継続審査という意見が出ましたが、いかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

次、請願第 27 号「一般県道大京原今津浦和田津線の自歩道(通学路)の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

一般県道大京原今津浦和田津線の自歩道(通学路)の設置についてでございますが、当該路線の阿南市那賀川町江野島から小松島市坂野町の間につきましては、一般国道 55 号と並行し、地域の方々の生活道路としての役割を担っております。今般、陸上自衛隊徳島駐屯地が那賀川町小延地区において平成 24 年 3 月に開設されたところであり、当該路線の自歩道の設置につきましては、今後の道路交通量の動向、道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

#### 【請願の審査結果】

採択とすべきもの(簡易採決)

請願第3号

不採択とすべきもの(簡易採決)

請願第25号①

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第2号、請願第21号、請願第23号、請願第25号②、請願第27号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

(「一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件につきましては、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(15時51分)